

かりば

島牧村議会広報

第143号
平成25年

4 月



一般質問

小学校入学式 4月8日

- ソーイング島牧の件 ■和解の件 ■村政執行方針
- 国民健康保険事業、介護保険事業
- ソーイング島牧に係る村長責任の所在
- 消防・救急体制 ■観光振興対策
- ソーイングの運転資金貸付
- 小学校及び給食センターの建替
- 島牧音頭、島牧小唄、島牧太鼓等
- 断水事故 ■村全体の問題として
- 観光振興対策
- 合併処理浄化槽整備事業
- 村政の執行

主な内容

第1回村議会定例会	
行政報告	2-4
審議した議案	4-5
一般質問	6-32
予算特別委員会	
33-36	
第1回村議会臨時会	
37	

「高波」によるものと推定しております。

当日の夜から翌日の対応としましては、栄磯地区住民に對して飲料水をポリタンクにて配給し急場をしのいでいただきます。

復旧工事につきましては、3日中に完了し午後4時30分をもって給水を開始しております。

今後の対応策についてであります。本水道管敷設区間につきましては、数年に一度の割合で落石、高波等により水道管が破損、流失する地点でありますので、抜本的な対応策を講じるよう調査、検討して参りますのでご理解を賜りたいと存じます。

島牧農協の代物弁済

島牧村農業協同組合との間に締結した金銭消費貸借契約により代物弁済された土地・建物の所有権移転登記が、平成24年12月26日付けをもって完了しましたので報告いたします。

また、島牧村農業協同組合より、旧農協事務所周辺にある倉庫など8施設を無償譲渡

する旨の申し入れがありましたので、平成25年1月1日付けで引き受けすることといたしましたので、併せて報告いたします。

村道等の除排雪

本年度の除排雪につきましては、第1工区を平成24年11月30日に、有限会社後藤運輸と除雪予定時間280時間、委託金額243万円で契約を締結し、第2工区につきましても、平成24年11月30日に、島牧開発株式会社と除排雪予定時間1060時間、委託金額1597万円で契約を締結し実施してまいりましたが、12月上旬からの毎日の降雪により、1月末で稼働時間が741時間に達し、委託費でおよそ1380万円となり、委託料が不足することから、過去の実績を考慮し、2月3月分委託料を今回提出の議案第1号専決処分のとおり、468万円追加補正し、委託費予算総額を2349万円として除排雪作業を実施してまいりました。

しかし、2月分の稼働時間が587時間、委託金で

851万円となり、累計稼働時間は、1590時間で委託総額が2253万円となり、3月分の除排雪費も不足をきたす見込みであることから、今議会において更なる追加補正をお願いしたいと考えております。

今後とも地域住民の交通の確保に努めて参りますので、ご理解のほどお願いいたします。

後志広域連合の運営

後志広域連合議会第1回定例会が、2月25日に開催され、新年度に向けた行政執行方針のもと、一般会計予算及び2件の特別会計予算が可決されております。

平成25年度各会計の歳入歳出の総額は、一般会計については7984万円、国民健康

保険事業特別会計については88億9923万円、介護保険事業特別会計については53億5065万円であり、各会計歳入歳出予算の合計額は143億2972万円であります。

後志広域連合では、平成21年度から、国民健康保険事業及び介護保険事業の事務が本格的に行われており、今後も

効率的に運営できますよう、積極的に参画してまいりますのでご理解を賜りたいと存じます。

漁協水揚げ状況

昨年の島牧漁協としての漁獲量は2879ト、漁獲金額は7億5300万円余りで、平成23年に比べますと、漁獲量では918トの減で、金額では約1億6730万円の大幅な減となりました。

この要因といたしましては、漁獲量ではサケ、スケソウの減により、漁獲金額ではサケ、ナマコの減によるものが大きく、特にサケは数量及び金額とも大幅な減となっております。

魚種別に前年との比較を見ますと、漁獲数量で増加している魚種は、カニで29トが目立つ程度で、減少している魚種はスケソウが542ト、サケが162ト、ホッケが108ト、イカが76トの減であります。

次に漁獲金額ですが、増加している魚種はカニが1200万円ほど、タコが1140万円ほど増加いたし

ましたが、減少している魚種は、サケが6290万円ほど、ナマコは単価が下がったことにより4130万円ほど、イカが1710万円ほど、スケソウ・イカナゴ・エビがそれぞれ1500万円ほどの減額となりました。

以上のとおり、平成24年の水揚げ金額は、前年より18割ほど減少いたしました。これは、サケ来遊期に高水温の影響により、漁獲が伸びなかったことが大きいものと思っておりますが、今後とも本村の基幹産業であります漁業振興を図るため、作り育てる漁業の推進等について、漁協と連携しながら努力して参りたいと考えております。

指定寄附

去る1月10日、東京都在住の田中美智雄様より本人名義の土地、字大平330番78外3筆、1867平方メートルの土地採納願があり、1月16日付けで所有権移転登記が終了いたしましたので、ご報告いたします。

また、去る2月12日、島牧漁業協同組合より、地域振興

に役立てて欲しいと100万円の指定寄附がありました。寄附の意思に添うよう、地域振興基金に積立てたいとして、今後の地域振興のために有効活用させていただくといたしましたので、報告いたします。

なお、ただいまご報告いたしました寄附につきましては、本定例会に補正予算の提出を予定しておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案 した 審議

決議

▼議員辞職勧告決議

佐藤伴則議員に対し議員辞職勧告を三度決議。

【決議要旨】

佐藤伴則議員に対し、即刻議員辞職することを勧告する。私たち議員は、高い倫理観と見識、決意のもと、法令順守を旨として議員活動に努めなければならない。

しかし、島牧村と佐藤伴則

議員自らが代表を務めていたソーイング島牧との間で行われた会社運営に対する支援のあり様は、次のとおり不適切であり、且つ不可解である。①議長であった立場を利用したパワーハラスメントとも受け止められる深夜から翌朝に亘る村担当課長に対する貸付交渉。

②事業を継続する環境に無いにも関わらず、村から受けた平成24年度運転資金1100万円の借用と目的外使用。

③貸付契約締結の寸前に行われた、佐藤伴則から花田達也への代表取締役の交代。

④破産に伴い懸念される、短期・長期の貸付金、村出資金及び縫製工場施設貸付料、合計1740万円の未回収の損害。また、村が6月18日に送付した貸付金の返還命令に対しても何ら回答もせず、話し合いにも応じず現在に至っている。そのため、担保物件競売に係る予納金、民事訴訟に係る弁護士費用及び不動産仮差押さえ供託金等が310万円と日を追うごとに損害額が増し、総額2050万円の村の損害となり、過去に例を見

ない悪質な事案である。

⑤運転資金として借り入れた1100万円の内、目的外使用した916万円を支払うべく自ら和解申し入れを12月26日島牧村に提示しておきながら、和解条項に異論を唱え、和解の成立を自ら伸ばすが如き状態は全く異常な状態であり理解に苦しむものである。

佐藤伴則議員に対する議員辞職勧告決議は、昨年の第3回及び第4回村議会定例会において決議された。しかし、佐藤伴則議員の対応の無責任さは、島牧村議会を愚弄するばかりでなく、議会の信頼までも失墜させている。村民の不信と批判はなお高まるばかりであり、佐藤伴則議員の社会的・道義的責任は極めて重い。

よって、佐藤伴則議員は、即刻議員辞職することを島牧村議会として再々勧告する。

◎全員賛成で原案可決

新年度予算

▼財政調整基金の一部処分

▼一般会計予算

▼国民健康保険事業特別会計予算

▼簡易水道事業特別会計予算 ▼介護保険サービス事業特別会計予算 ▼後期高齢者医療特別会計予算

▼合併処理浄化槽事業特別会計予算

これらの議案は、全議員構成による予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定。

専決処分

▼専決処分の報告

公用車運転中の接触事故に対する損害賠償額の決定、損害賠償額267,154円。

▼専決処分の承認(平成24年度一般会計補正予算(第9号)) 歳出

財政調整基金積立金468万円減額、村道等除排雪委託468万円追加。

除排雪費の追加を基金の積立てで調整した歳出のみの補正で、予算総額に変更なし。

◎全員賛成で原案承認

本部条例の制定

新型インフルエンザ対策を総合的に推進する。

◎全員賛成で原案可決

次の5本の条例の制定又は一部改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、村が管理する施設等の技術的基準及び技術者の資格基準等を定めるものです。

▼道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定

▼準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定

▼公営住宅等整備基準条例の制定

簡易水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定

▼公営住宅条例の一部改正

◎以上、全員賛成で原案可決

▼議会委員会条例の一部改正
委員の選任方法等について規定する。

◎全員賛成で原案可決

▼職員の旅費に関する条例の

条例制定・改正

▼新型インフルエンザ等対策

一部改正
出張旅費を見直し、日当を一日2000円とする。

◎全員賛成で原案可決
▼議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
出張時に日当を支給するよう改正する。

◎賛成多数で原案可決
▼特別職の職員の給与及び旅費支給に関する条例の一部改正
財政運営を考慮し、議会議員と特別職の期末手当を引続き2年間、1年につき0.35ヶ月減ずる。

◎全員賛成で原案可決
▼職員給与に関する条例の一部改正
臨時職員及び非常勤職員の給与について、条例に規定する。

◎全員賛成で原案可決
▼防災会議条例の一部改正
災害対策基本法の一部改正により、村防災会議の所掌事務及び委員の任命について追加する。

◎全員賛成で原案可決

▼災害対策本部条例の一部改正
災害対策基本法の一部改正により、引用規定を改める。

◎全員賛成で原案可決
▼暴力団排除条例の一部改正
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、引用規定を改める。

◎全員賛成で原案可決

補正予算

▼平成24年度一般会計補正予算(第10号)

歳入
ソーイング島牧運転資金貸付金収入2755万円減額、診療所収入288万円減額、地域情報通信基盤整備事業530万円減額ほか。

各種事業の完了見込みによる予算整理のほか、財政調整基金積立金2182万円減額、庁舎建設基金積立金3000万円追加、農林産物加工場屋根補修(未執行)200万円減額、有害鳥獣処理施設建設費(未執行)1456万円減額、ソーイング島牧運転資金

貸付金2700万円減額、村道等除排雪費527万円追加ほか。

歳入・歳出ともに4434万円減額し、予算総額24億7833万円とする。

◎全員賛成で原案可決

▼平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

歳入
医療給付費滞納繰越分59万円減額、財政調整基金繰入金61万円追加ほか。

歳出
後志広域連合分賦金21万円減額、システム改修負担金19万円追加。

歳入・歳出ともに2万円減額し、予算総額9510万円とする。

◎全員賛成で原案可決

▼平成24年度簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

歳入
水道使用料248万円減額、一般会計繰入金261万円追加。

歳出
維持管理費13万円追加。
歳入・歳出ともに13万円追加。

加し、予算総額9910万円とする。

◎全員賛成で原案可決

▼平成24年度介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)

歳入
介護サービス収入90万円減額、一般会計繰入金66万円追加。

歳出
居宅介護支援事業費21万円減額ほか。

歳入・歳出ともに24万円減額し、予算総額3576万円とする。

◎全員賛成で原案可決

▼平成24年度合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)

歳入
循環型社会形成推進交付金622万円追加、一般会計繰入金130万円減額、浄化槽事業債・辺地債780万円減額ほか。

歳出
浄化槽維持管理業務委託料191万円減額、起債償還金利子50万円減額ほか。
歳入・歳出ともに272万円追加。

円減額し、予算総額1億107万円とする。

◎全員賛成で原案可決

その他

▼議会会議規則の一部改正
本会議においても、公聴会の開催、参考人の出席を求めることが出来るよう改正。

◎全員賛成で原案可決

▼和解について

村からソーイング島牧に貸付した運転資金1100万円のうち、目的外使用した916万円について、佐藤伴則氏が村に弁済する。

◎賛成少数で原案否決

▼閉会中の継続調査

議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。



佐藤 伴 則 議員

問

①平成24年4月18日に副村長及び担当課長とソーイングとの話し合いは借り手側が有利となる貸付交渉であったか伺います。又、融資実行時において、事業継続する環境に無いとの認識でおられたか端的に伺います。

②平成5年度以後、ソーイングより賃貸収入、貸付利息を合計とれだけ得られたか、又、会社は支払いを怠った事はありませんか伺います。

③ソーイングは、計3回に亘り村を含めた株主に説明を行いました。村側から話し合いを求めた事はありませんか伺います。

以上3点について、簡明な御答弁をお願いします。

ソーイング島牧の件

一般質問

第1回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。今回の質問者は6名で、その全文を掲載しました。なお、佐藤伴則議員の一般質問に対し、議長から次のとおり現状認識を促し、意思を確認しました。

(議長)

一般質問に入る前に、佐藤伴則議員にお尋ねいたします。貴方が一般質問する2件の内容は、倒産寸前まで代表取締役社長を務めていたソーイング島牧に関する質問であり、島牧村に対して膨大な損害を与えたにも関わらず、島牧村及び島牧村議会に対し、未だ謝罪もせず、その解決方法すら見いだせない当事者である貴方が、ソーイング島牧に関連した質問はいかがなものかと思えます。

又、追加日程として村が提出する予定の、佐藤君からの和解申し出に関わる議案採決に大きな影響を及ぼす事が懸念されますが、この質問を取り下げる意思があるか確認いたします。

(佐藤伴則議員)

(取り下げる) 意思はございません。

(議長)

それでは議長として申し伝えておきますが、参考資料にありますように、村が得た賃貸収入、貸付金利息収入の合計は、41,373,229円です。

村がソーイング島牧に拠出した総額は、設備助成金及びボイラー等、修繕工事費込みで77,383,488円です。従って、ソーイング島牧から受けた賃貸及び貸付金利息収入より36,010,259円多く村は支援してきた事と、貴方は代表取締役として、巨額の累積赤字を抱えながらもこの間に総額54,300,000円の役員報酬を受けていた事と、現在も取締役役員である事を再認識していただき、質問していただきたいと思えます。

佐藤 伴則 議員	ソーイング島牧の件 和解の件 村政執行方針 国民健康保険事業、介護保険事業
瀬戸川 豊 議員	ソーイング島牧に係る村長責任の所在 消防・救急体制 観光振興対策
後藤 諭 議員	ソーイングの運転資金貸付 小学校及び給食センターの建替
長尾 文裕 議員	島牧音頭、島牧小唄、島牧太鼓等 断水事故 村全体の問題
中田 仁史 議員	観光振興対策 合併処理浄化槽整備事業
佐藤 清司 議員	村政の執行

藤澤村長

ソーイング島牧の件についての質問であります。昨年4月24日まで当該会社の代表取締役であり、その後も現在に至るまで取締役であり、本件における当事者でございます。佐藤伴則議員から、ソーイング島牧の件についての一般質問が行われることに対しまして、答弁者である私といたしましては大変に驚いているところであり、不可解に感じているところではあります。答弁させていただきます。

さて、1点目の平成24年4月18日の話し合いの件であります。この話し合いは4月18日午後5時から始まり翌日の朝6時までの13時間に亘って行われた話し合いのことと思えます。その内容は、1、100万円の金銭貸借契約書に佐藤代表取締役以外の取締役に対して、個人保証を求めない旨の文言加入を執拗に求められたものであります。

議会で予算審議された内容等を踏まえ、経営責任者である佐藤代表取締役、ご質問者、貴方のやる気と責任を表してもらうため、個人資産等を担保物件として提示してもらうことに同意を得た上で、昨年3月29日に抵当権設定に掛かる手続き書類等を求めておりましたが、その後、質問者である貴方から、抵当権設定見合いとなる金額の借入と、担保物件等との見合いとなる借入金額であることから、取締役の個人保証を求めないことを村担当者に求めてきたことにより、村といたしましては貸付金額が1、100万円とし、取締役を連帯保証人とし、取締役を連帯保証人としていないこととしましたが、更に、質問者である貴方から、借入契約書に取締役の個人保証を求めない旨の文言の加入記述が求められ、この文言の加入記述について、4月18日夕刻から19日早朝までの13時間に亘る執拗な話し合い交渉が行われたところであります。

19日早朝、驚いたことになりました話し合いが行われているようでしたので私もその場に出向きましたが、対応した副村長、担当課長の両名はソーイング島牧の代表取締役であると同時に、当時村議会議長でもあった貴方への対応に憔悴しきった状態で、借り手側である貴方の条件を受け入れたところでありました。

会社の経営責任者である取締役が、会社の金銭借入等に関して連帯保証人を免除され、なお且つ異例とも思える契約書に取締役の個人保証を求めない旨の文言を記述することになぜこだわったのか、個人保証が求められない取締役が4月24日付で新たな代表取締役に就任したことは驚くべき事実であり、一連の交渉内容は借り手である会社にとって経営責任者にとつて、非常に有利となる内容であったと認識するところであります。

また融資実行時において、事業継続する環境にないとの認識であったかとの質問ですが、1、100万円の融資実行は、平成24年4月27日の午後であり、当日はソーイング島牧の通常株主総会が午前中に開催された日でもあります。当日の株主総会において、4月24日付で唐突に行われた代表取締役の交代理由に、オ

ンワード榎山との交渉も進展しない中、従業員も暗い気持ちになつている。代表取締役である社長と役員の交代により、新たな気持ちをもって従業員と共に会社運営を乗り切っていきたい旨の話があり、総会終了後、再度新代表取締役に、取締役同席の下で今後の会社経営の意気込み等を確認したところ、オンワード榎山との交渉や資金調達についても、佐藤前代表取締役の協力援助指導を受けながら積極的に進んでいく旨、株主総会と同様の話があったところであり、従業員へも午後から現状説明の上、会社存続について協力を求めていく旨の説明であったと認識いたしております。

貴方は、3月からオンワード榎山からの受注をストップし、同社との交渉を行っておりましたが、3月23日、平成23年度分会社工場賃貸料について、経営状況が厳しいことから全額免除して欲しいとの申し出に対し承した経緯もあり、また平成23年度決算でも、単年度赤字、26、978、780円、累積赤字83、492、892円と報

告されており、当時会社経営はかなり厳しい状況にあったと認識していますが、先に述べたとおり、4月27日における佐藤前代表取締役、新代表取締役の会社経営の意気込み等に対する期待感、とりわけ貴方への信頼感の下、何とか早期に工場の操業を再開し、会社経営が安定化し、村内における大きな雇用の場が失われるような事態を回避すべく、ソーイング島牧の存続に向けて当面の経営運転資金となる貸付金1、100万円について、大きなリスクを伴う融資ではあったかと思いますが、村としての可能な限りの支援対策を行ったところであります。

次に2点目の平成5年度以降の工場賃貸料及び貸付利息については、村が収入した工場賃貸料2、160万円、貸し付け利息19、773、229円、合計41、373、229円であります。

支払い状況について、工場賃貸料は平成22年度までは年度末の期限内に納入されていますが、先ほど述べたとおり、平成23年度分工場賃貸料120万円は、年度末直前に



▲休眠状態の縫製工場

おける賃貸料免除の申し出を受け全額免除しており、平成24年度分については、ソーイング島牧の会社破産に伴い、10月分までの70万円について未納の状況であります。

24年6月18日付で6月29日を納期限とする返還通知を行っておりませんが、未だ元金、利息共に未納となっております。なお、村は平成5年度以降、ソーイング島牧に対し工場設備等の設備補助金として、総額4,055万8千円の資金援助をしており、更に建物修繕費として現在に至る

まで、工場施設及びボイラー等の修理費として総額36,825,488円を投入しており、地域における雇用の場確保のため、平成5年度以降合計77,383,488円の投資をしてきているところであります。

この間におけるソーイング島牧の決算報告を見ると、各決算期毎の当期利益は赤字、赤字のばらつきがあるが、当期末処分利益、いわゆる累積利益は平成5年度以降、毎年赤字が続き、近年に至っては平成19年度当期利益、約164万円の赤字となり、当期末処分利益も約3,062万円の赤字であったが、翌、平成20年度当期利益約770万円の赤字、平成21年度当期利益、約1,370万円の赤字、平成22年度当期利益、約448万円の赤字、平成23年度当期利益、約2,697万円の赤字となり、当期末処分利益は約8,349万円の累積赤字となっております。

反面、平成7年度以降における代表取締役であった貴方の役員報酬は総額5,430万円となっております、極

めて厳しい会社経営状態が続いていた状況下において、改めて役員報酬のあり方について、会社経営責任者として如何なものであったのかと思うところであります。

次に3点目の質問でありますが、ソーイング島牧は計3回に亘り村を含めた株主に説明を行ったとあるが、この3回とは平成24年4月27日開催の通常株主総会及び同年5月16日と5月とあるが、24日に開催された臨時株主総会のことでしょうか。

佐藤(伴)議員
はい。

藤澤村長

ソーイング島牧はこれらの総会により、株主に対し3回に亘り説明を行ったとありますが、4月27日に開催の通常株主総会では、新代表取締役の下、会社経営を継続していく旨の内容説明であり、2回目の5月16日開催の臨時株主総会では、取締役会で今後の会社のあり方について協議したが結論が出なかったため、株主の意見を聞いて結論を出したいとのことから始まった

が、唐突に会社を解散廃業する株主の了解を得た旨、会社側からの発言があり紛糾したため、会社の方針等について提案内容を明確にした上で、改めて株主総会を開催するよう要請し散会となったところであります。

3回目となった5月24日開催の臨時株主総会では、会社側から事業継続が困難な状況であり、事業の閉鎖・清算したい旨の提案がされたが、事業の閉鎖・清算に関する具体的な説明は一切無く、閉鎖・清算の了承を株主に求める内容に終始したため、村を含め一般株主は納得できる説明が無い状況で、会社からの提案に対しては、承服しかねる旨の意向を示し散会となったと認識しているところであります。

質問事項にある、計3回に亘り村を含めた株主に説明を行ったとのこの一説は、私としては何をどのように3回に亘り説明を受けたことになるのか、皆目検討のつかない説明であり、このような会社事情にある中、村側から話し合いを求めたことはあったかとの質問であります、株主総会において私は再三に亘って

一般質問

説明を求めてきたところであり、先に述べたとおり、会社側の株主総会における対応は会社経営責任者としての説明責任に欠けるものであり、ましてや事前の相談連絡もなく唐突に代表取締役の交代が行われたり、平成24年6月18日付で6月29日を納期限とする貸付金返還通知に対しても、会社からはなんら連絡が無く、村担当課長から納期限の数日前に連絡を入れても回答が無く、納期限当日の午後5時に代表取締役から、本件については弁護士から村に連絡がある旨の電話連絡があっただけであり、私は会社の対応は全くもって誠意を感じるものではなく、ましてや村側から会社に対して逐一お伺いを立てて話し合いを求めなければならぬのか。むしろ、代表取締役を始めとする取締役である役員一同は、会社経営責任者として、誠意を持って村に説明責任を果たす義務があるのではないかと思う次第でございます。

以上を述べ、答弁といたします。

先ほどの5月23日ではないかとの事ですが、大変失礼い

たしました。4月23日です。月曜日の話は通常総会前を含めてという意味で、そのあと、私が出た総会もあったというの、間違いない事実だと思いますが。

佐藤(伴)議員

簡明・簡潔にお答えいただきました。きつかったですけれども、質問とはかけ離れた、大変、こういう時間でございます、私に与えられた時間も限られておりますので、再質問は簡潔にお答えいただきたいと思

います。まず1点目、借り手側が有利となる交渉であったかどうかということでございますけれども、村長は今そのような認識ではなかったようにお答えをいただきました。

昨年6月、現議長であります濱野議員から一般質問がされておりました、担保物件としてその内容はソーイング島の固定資産台帳に記載されている機械設備と、前社長という形になっております、私の名前が記載されていると思

るとございますけれども、物納という理解でよろしいのかという質問がされていると思

います。それに対し村長は、4月17日に私より経営運転資金貸借契約書の担保物件に掛かる条項の規定に、取締役の個人保証を求めない旨、私が文言の加入を求め、そして村長としては既に4月13日の申し出により取締役の保証免除を行っていることから、あえて指定する意味のない記述である。これらのことが答えられておると思

います。なぜ、記述することに固執するのか理解に苦しむとおっしゃっておられると思いますが、これは村長もお認めになっておられるように、質問の趣旨である借り手側に有利となる貸付交渉ではなかったという

ことをお答えになっておられるわけでございます。また、事業継続する環境にないとの認識でおられたかという質問に対しては、私は今の答弁では承服しかねる部分

者である濱野議員から、質問の文章は取締役の追加責任を求めないとするという、本文に記載されているとおりの文章になっておられると思

います。しかし、今も村長、個人保証を求めないとするという文言を追加してほしいということとお答えになっておられると思うので、追加責任を求めないとする文章と、個人保証を求めないとするというこの文章の違いですね、これ多分こちらにいらっしゃる方は殆どわからないと思うので、すけれども、そもそも当初案としていただいた中のこの文言は入ってありません。

村長がおっしゃる個人保証を求めない旨の文言が入ってありません。

この文言の入った案を頂いたときに、会社設備に加えて個人の担保物件を求めようということが後に異議を申し立てられた場合、困る部分があるかもしれないという事でございます。また、当時の質問者の言われているように、私は加筆をして出しては如何ですか、それであれば借り手側が有利になるとい

ようになるのではないかとということと提案をさせていただいたところであり

ます。故に最初からこういう文言は、村長が言われるように個人保証を求めない旨の文言を加入してくれと言ったのではなくて、そもそも入っていたというのが事実であります。返還と、償還という言葉までこだわられる村長が、このように質問と違うような文章で答えているわけですから、まずその旨も含めて事実

は文言を残して欲しいという話はさせていただきました。しかし、最初からこの文言については提案の頂いた段階で入ってありません。その旨は多分こちらにいらっしゃる方は、議員の皆様も含めお知り

おきないところだと思います。私があえてこだわったのは、担保物件を提供されたことによつて動揺しておいた取締役、その取締役にこの文章が入った案も見せました。見せたところ、やはり動揺はしておりましたけれども、更にそれを削除されるという形になったときに、言っているより意味が無いのであれば、入れて欲しいということ

で、更に動搖を招かないために、お願いをした経緯がございます。

その辺をよくご理解を頂きたいと思しますので、内容的には全く有利になるものではないということ、6月にきちんと村長言っておるわけでございますので、その辺の認識と先ほどの話ではどうも違いが出てるように感じますので、再度簡潔にお願いをしたいと思えます。

2番目の件につきましては、賃貸収入及び貸付利息、これらをどれだけ得ていただいたかという質問でございますので、その辺については、ある程度お答えを頂いておりますので、一切支払いを怠ったこととはございませんし、確かに23年度分についての賃貸収入におきましては、減免をしていただいております。

24年度分につきましても、これは無償契約を締結させていただきます。無償契約を締結していただいているわけでございます。無償契約を締結していただいているにもかかわらず、村長は9月開催の議会におきまして、この件も債権として考えていると、先ほど言いました70万円、という

ことをおっしゃっております。無償契約を締結したご当人が、債権として考えているというのが、私には当然理解も出来ません。

その辺をもう一度質問をさせていただきますので、ご答弁をお願いしたいと思います。それから先ほど勘違いをされておるとおりですけれども、4月23日と5月に入りましてから、臨時の株主総会の開催をさせていただいております。

内容につきましては、先ほど村長が述べた分については、同意をする分もございますけれども、私が聞いておるのは、村側からその後について返答がなかったことは確かでございます。ですから、会社として話し合いを請求されたことがあるのかということについて、端的にもう一度お答えを頂きたいと思えます。

藤澤村長

臨時総会等の開催日の件につきましては4月23日、いわゆる通常総会前の臨時株主総会のことであるという指摘でしたので、大変失礼いたしました。

これにつきましては、当時

のオンワードとの交渉状況なり、それらの会社状況等の説明ではなかったかなと記憶するところがございます。

いずれにいたしましても、その4月23日時点で、代表取締役が代わるなどというような話は聞いておりません。ただし、私の答弁が違う日にちをさして散会という部分を言っていたことについては訂正させていただきます。

それから追加保証、個人保証の問題でございますが、その担保物件を求められたことであてられたことによって、取締役が非常に動揺したというお話でございますが、私は先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、昨年の第1回定例会予算特別委員会等の中で私自身、この3,800万円予算審議された貸付等に当たっての部分について、どのような方法を求めて行ったのかという話の中で、私は社長の、いわゆる代表取締役のやる気・責任等を形として表していただく旨の答弁させていただいております。

また、当時休憩中のことであったと思いますが、代表取締役であった、貴方自身も会

社をずっと継続運営していくんだということをお話したところであったと思えます。

いずれにいたしましても、正式には3月20日だったと記憶していただけます。当時代表取締役だった貴方自身に対して、3,800万円の貸付に当たっては、その形を示していたと。やる気・責任等を示していただくということをもって、いわゆる個人資産の担保物件としての提供をお願いしたところでございます。

その後、抵当権等の担保物件に見合いの金額にして欲しい、またそのことに伴って、いわゆる保証人としての責務は免除になるようにしてほしいという、そういうような話がある後出たものであり、あくまでも取締役の皆さんが、懸念されたようなことにはちょっと意味合いとしては他の代表取締役以外の取締役の皆さんが、担保物件を自分たちに何か求められるのではないかと追加的なものがあるのか、何か追加的なものがあるのか、何か追加的なものがないかと、個人保証も含めて、そういうことを懸念されたというのであるならば、ちょっと

と、きちっとした説明が不足していたのではないかなと思えるところがございます。

ここで追加保証であるか、個人保証であるか、言葉の取り扱い等のことも、話出ていたが、要は何もそういう個人に対してのものなり、取締役に対しての保証等を求めたいというのではないかと私に判断いたしております。

そういった意味では、当然借り手側にとって非常に有利なものであり、貸し手側にとっては不利なものであるというふうには、この部分についてはいかなる場合を持ってしても、変わらないものではないのかなと思えます。

あと、いわゆる家賃の70万円の賃貸料の件でございますけれども、これにつきましては、あくまでも経営が行われている状態で、収益が上がるなかった場合という但し書きといえますか、一定条件を付した上での部分でありますので、それ以前の段階として会社がもう財団に渡っていく、昨年の4月27日以降の動きで言いますと、いわゆる通常の経営状況というには、

通常の経営状況というには、

私は何かちょっと信じられない雰囲気のところであり、当然、家賃としての債権債務の関係というものは存在してい

ます。以上でございます。

佐藤 伴 則 議員

和解の件

問

昨年12月20日頃、突然に前もっての話し合いが無い中、村代理人より連絡があり早々にお会いし会談をいたしました。

お話を受け、12月26日に「損害賠償請求に応じる事は出来ないが、早期解決の為、任意に一部弁済する」として速やかに解答させていただきました。村長はこの件を本年1月22日、2月12日、22日と3回、議会全員協議会にて意見聴取をされ、任意の一部弁済をもって和解に基本的に応じることが、本決定は3月6日開催の議会の議決を得てからの事でしたが、議案提出を見送った理由について伺います。

又、議会議決を得ない中、3月5日に和解同意の申し入れがありましたが、私には不可解の為、併せて伺います。

藤澤村長

質問の最初に「昨年12月20

日頃、突然に前もっての話し

合いが無い中、村代理人より

連絡があり早々にお会いし、

会談をいたしました。」とあ

りますが、村は昨年4月27日

にソーイング島牧へ運転資金

として貸付実行しました1、

100万円について、返還通

知による返還時期を過ぎても

返還をしないまま、借り手

あるソーイング島牧が破産申

立を行い、破産手続きが開始

されたことを受けて、当

該金銭消費貸借契約書に基づ

き、担保物件の抵当権の更新

るため担保抵当債権債務者である貴方の所有する、担保物件以外の不動産を、仮に差し押さえる申立を函館地方裁判所に行ったところ、昨年11月26日付で仮差押決定が下されたことから、同年の11月30日付で村代理人である弁護士の手書により通知を貴方宛に行ったところであります。

通知の内容といたしましては、仮差押が決定されたこと、通知人が1,100万円の損害賠償請求債権を有していること、1,100万円の弁済にかかるお願い、担保権実行の準備中であること、弁済に関する意向確認、弁済意向が無い場合の法的措置、本件に関する連絡先、概ね以上7点ほどの内容であり、質問で12月20日頃と書いてありますが、昨年12月17日、貴方が直接村代理人である弁護士を訪ねてきて、代理人との面談において、最終的には弁護士と相談の上、最終的な意向を回答として連絡したい旨、話されていったことについて、面談した村代理人の弁護士より報告を受けております。

その後、昨年12月26日付により、貴方の代理人である弁

護士から、村代理人弁護士宛に、書面により貴方の主張する内容説明及び結論として、1,100万円のうち、916万円を任意に弁済することをもち、本件を解決したい旨の和解案が、貴方の代理人から示されたところであると認識いたしております。

なお、和解にあたって、地方自治体の場合は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決案件となっており、議決後でなければ和解はできない、成立しない案件であります。

一般質問の開始冒頭に議長から本定例会において、和解に関する議案提出の予定がある旨話がありました。村と貴方との和解について、現時点では大変に微妙なときでありますことから、和解の件に関する本質問につきましては、これ以上の答弁を差し控えさせていただきます。ご理解をいただきまして、答弁を終了させていただきます。

佐藤(伴)議員

今お話がありましたように、内容についてということで、11月26日付の仮差押等につい

ては、そのように決まったということは先に頂きました。

ただし、通知として頂きました文章、これは12月5日付で発送されておるものでありまして、私も見たのはその12月20日頃であって、届いたのはもう少し早い時期だったのかも知れませんが、いづれにしても12月20日頃だったという記憶で、このように質問させていただいたわけでございます。

私は、今回この質問をさせていただくにあたりまして、代理人に相談をさせていただきました。こういう時期にこういう質問をさせていただくのが適当かどうか、という質問をさせていただきましたけれども、全く問題は無いと、その中身について触れるわけでもないし、全く別件の案件であるので、問題がないということでお聞きをし、今日の質問にさせていただきます。

8日に提出をさせていただきました。村長がおっしゃるような微妙な時期といわれるのがどういうことなのか判りませんが、6日開催の議会の議決を

得てと、いうご返答を頂いて
いるにもかかわらず、6日に
は議案が提出されていないと
いうことは、全く理解できな
いこととございますし、議決
を必要としないという理解
で3月6日に同意の申し入
れがあったということござい
ますけれども、その辺も全く
わからないわけでございます。

議会の同意が必要なのであ
れば、その前にきちっと同意
をとって、5日に申し入れが
あるべきものではないかと思
いますし、逆にこれは議会に
対して非常に不信感を与える
ものではないかと、このように
理解をするわけでございます。

また、私の方からはこれも
代理人とも相談をさせていた
だきましたけれども、約3週
間余りでご返答をさせていた
だいております。

最終的に3月5日までの間
に村側からのご返答は、約
2ヶ月に亘る時間を要してい
るということも含めまして、
その辺の間隔も含めまして、
再度同じ質問をさせていただ
きたいと思っております。

藤澤村長

先ほどのまず1点目、通知

はうちの代理人のほうからの
通知文章のコピーあります
が、送致された日が何日かは
ちょっとあれですけども、
11月30日付の通知文として、
そちらのほうに行っております。

また、6日の議会に提出さ
れていないということござい
ますけれども、これは何を
持たせてそういう言われ方
になるのかは分かりませんけ
れども、いずれにいたしまし
ても、代理人同士における事
前協議等々に基づくことが終
了しない限り、私としては議
会に提出することは出来ない
案件でございます。

ましてや、開催当初に議案
として配付した場合、それが
整わないで議決議案として取
り下げたようなことがあれば、
これは一事不再議となって、
いわゆるこの議会開催中には
二度と同じものは出せない形
になってしまいます。

非常に慎重を期する議案で
あるということ、まず、ご
理解いただきたいと思いま
す。であるが故に、一般質問の

冒頭に議長のほうからお話
がありましたとおり、本件に
関しては予定しているという

話であり、これは追加日程と
しての議案になっていくとい
うふうには、当然理解いただけ
るものと思っております。
6日に提出されていなかった
た、告示段階に提出されてい
なかつた議案ということにな
れば、最低でも4日前の告示
段階にはそれらが全て整って

いなければならぬ話になる
ということでございます。
ましてや、議決はしたが、
それがその後負担になったと
なれば、議決した議会同意を
頂いた案件が宙に浮いてしま
う形になるという、大変極め
て重大な問題になりかねない、
非常に微妙な議案であるとい

う事も、全てのことを前議長
である貴方が当然ご理解して
いただけるものと思いますけ
れども、ちょっとこの質問に
つきましては、再質問につき
まして、それ以上の答弁は
控えさせていただきますと思
います。

平成25年度 村政執行方針を拝聴して

佐藤 伴 則 議員

問

- ①「ふる里島牧」この言葉が例年通り用いられておりますが、村長後援会幹部からも、それならば「島牧に自宅を建て島牧村の首長として村政に専念しながらその責任を果たし、村発展に対し強い意志とやる気を具体的に示してほしい」と聞いておりますが、島牧に家を持ち島牧に骨を埋めるお考えがあるか伺います。
- ②執行方針の冒頭に、国内情勢で自公連立内閣が誕生し、長引く景気低迷からの脱却を目指した経済政策につき不透明感を示されておりますが、国の経済政策が地方とりわけ本村のような地域に波及するまでには、相当の年月を要すると考えます。今、地方自治体ごとの格差が取りざたされる時代にあり、本村経済力が急激に低迷する中、国からの受け身の体質を脱却し村独自で大胆な経済政策が必要と考えますが、執行方針の中において25年度は私には具体的政策が無い様に感じられますが、御所見を伺います。

藤澤村長

1点目のご質問でございま
すが、私の後援会幹部の、ど

なたがその様な話をされたの
かちょっと存じませんが、島
牧に家を持ち、島牧に骨を埋

める考えがあるか、との私の
プライベートに立ち入る質問
ではございますが、私自身、

島牧に骨を埋めるべく村内に早く自宅を持ちたいと願っているところであります。

島牧村に移り住んで、はや38年が経つところでございませう。島牧の地は、私にとっても私の家族にとっても大切なふるさとであります事、申し添えさせて1点目の答弁とさせていただきます。

2点目のご質問でございませうけれども、国からの受け身の体質を脱却し、村独自で大胆な経済政策が必要であるが、平成25年度予算に具体的政策が無いとのご質問でございませう。

私は、第四次総合計画において「活力いっぱい村」・「中小企業の力を村づくりに活かす」ことを申し述べ、地域振興の基礎となる「産業の活性化」こそ推進すべきとの考えに基づき、第1次産業であります水産業・農業を中心に振興策を図り、さらに観光産業と結びつけた、いわゆる第6次産業化と申しますか、このような産業を推し進めてまいりたいと考えております。昨今、回復の兆しが見え始めたといわれるものの、まだまだ先行不透明な社会経

済、そして国から厳しい対応が想定される地方財政の状況にあって、地に足がついた目立たなくとも着実な村づくり、まさに『小さくとも輝く村づくり』を進めてまいりたいと考えているところであります。

本村の産業振興の基本は、何と言っても「水産業」であり、小規模ながらも「農業」であります。これら産業に対する基盤を整備し、また「つくり育てる漁業」をより一層推進することにより、産業の振興が図られ、雇用の場が確保できるものと考えるところであり、地域の特性に見合った経済発展を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

佐藤(伴)議員

プライベートに立ち入る部分という言葉が冒頭ございませうけれども、少なくとも村長というお立場を持ってして、そのやる気と意志を示されるというのは重要ではないかなと考えます。少なくとも、他人に求めることが実際であろうと思っておりますので、私は個人的にはそのようなことは必要ないと考えま

す。

しかし今、個人名はあえて出すほどではないと思っておりますけれども、そのようなことが実際に耳に入ってきておりますので、後援会の幹部の方々から、そのような発言が出ないように、今後ますます村政に尽力を頂いて、そのような方々にも、そういうことは必要ないと、十分やっているというところが認められるように、ご活躍をしてほしいなと思っております。

明確にご答弁をいただけなかったことは非常に残念ではありますけれども、この件についてはどのように考えるところであります。

2番目については、私は今、村長がご答弁頂きましたように、執行方針というのはあくまでも抽象論で構わないと思っておりますが、各政策を見ましても村長らしくないような、昨年度の執行方針を見比べてみていただければ判ると思うのですが、文言も殆ど同じでありますし、目だった政策というものが述べられておりません。抽象論は抽象論で結構だと思うのですけれども、非常に

疲弊した経済状況を招いているわけでございますから、具体的なものがいつかあって然りではないかなと、このように考えますけれども、その具体的なものを1つでも2つでも、あったらご案内をいただければ幸いですと思っておりますので、お答えを頂きたいと思っております。

藤澤村長

具体的に何か示せということとでございませうけれども、本年度の実施予定事業等につきましては、予算特別委員会等の中でまた議論される部分かなと思っております。

また、本年度は非常に、今後の先行き等の見通しを立てながら、場合によっては補正予算等を持ってして、年度途中であっても、行うべきものは行っていく考え方をもち進めてまいりたいと思っております。それらの様々な調査等の時期、また様々な事業実施に当たっての助成時期等と考えていただければと思っております。その辺の具体的なもの等につきましましては、もう少し明確化しましたらお示ししてい

たいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

佐藤(伴)議員

時期によって何か出てきたら示していきたいということとでございませうけれども、私はそんな悠長なことを言っている場合ではないかなと思っておりますし、様々な事業を営んでいく方々の状況、お話を聞いていまして、非常に苦しいということを言われておりますし、本村のみならず、私は中央市場等にも出入りしております関係上からも、様々に大市況を含めた状況を聞いておりますと、大市況ですら非常に厳しいという言葉が最近よく出ておりますので、なるべく早い段階である程度話が見えるような施策を打っていただきたいということ、ご要望申し上げて、この質問については終らせていただきたいと思います。

国民健康保険事業、 介護保険事業

佐藤 伴 則 議員

藤澤村長

国民健康保険並びに介護保険事業について、蘭越町で行っているような算定方法を用いて単独で行った場合と、現状を比較した数値等を住民周知してどうかとのご質問でございますが、まず、国民健康保険事業につきましては、共同で処理する事務の流れや資格管理等の連携も軌道に乗

り、広域連合と町村の事務分担が明確となり、効率的に事務が進められております。事務の軽減につきましては、レセプト点検、国保連合会や被保険者への給付、支援金等拠出金の支払、交付金収納事務など、年間を通して煩雑な処理を要する事務や、一時的に集中して多忙を極めていた調整交付金や国庫・道負担金

問

これら2事業は当村の様に後志広域連合に参加している自治体は、多くの部分が広域連合にて運営をされております。以前からお願いしている事ではありますが、蘭越町で行っている様に独自で行った場合と現状の比較を数値等含めて村民各位に示すべきであると考えます。

又、広域連合では近々、利用者負担つまり国保税、介護保険料を後志全体一律にする計画であります。管内各町村がそれぞれ独自の方針をもち、別々のサービスを展開しそこに差のある中、負担だけを先行して統一される事は、一方的な行政都合となると考えますが所見を伺います。

の申請、実績報告事務のほぼ全てが広域連合に業務移行となっており、これを元に蘭越町の内部資料として作成された算定方法を参考に、加盟前と比較しますと全体事業量の50パーセント程度、5割ほどまで軽減が図られております。また、介護保険事業につきましても、介護保険料の賦課徴収業務や被保険者の資格管理業務、高額介護サービス費支給業務、国保連給付費支払業務、国・道費交付金申請等、会計管理業務等が広域連合に業務移行となっております。これら本事業も蘭越町の算定方法を参考に加盟前と比較しますと、これも全体事業量の65パーセント程度は軽減が図られております。

以上のとおり、質問者の言われる蘭越町で行っている方法を参考に算定した結果、国民健康保険・介護保険ともに広域連合への加盟効果が得られているところであります。なお、蘭越町の行っている算定数値は業務日数に基づく比較であり、分賦金や負担金での比較については、経費区分が困難とのことと蘭越町でも行っていないとのことであ

りませんが、日数が減少していることをもって、経費が削減されていることは明らかであると理解いたしております。については、加盟4年を経て、後志広域連合への加盟効果が十分に発揮されている状況で業務を運営しているところでありますので、改めて住民周知することにつきましては、現時点では行わない考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。また、2点目の各町村が独自の方針で、別々のサービスを展開し、差があるにもかかわらず負担だけを統一することは一方的な行政都合ではないかとの指摘・ご質問でございますが、最初に国保税の統一化につきましては、今後の検討課題となっております。は想定されることとありますが、検討時期についてはまだ明らかになっておりません。次に介護保険料の均一化についてであります。これは厚生労働省の指導によりまして、第6期介護保険事業計画、第6期といえますと平成27年度から平成29年度までの3ヶ年間を意味しますが、この第6期から統一した保険料とし

化の恩恵を蒙ることができると考えており、行政都合というよりは、むしろ行政サービスの向上につながるものと考えるところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

佐藤(伴)議員

まず2点目のほうから、十分に近隣町村等々における施設等を利用することも含めて、住民の皆さんに、それほど偏った不便を与えていないということについては、私もそのように思います。

広域連合の中で検討されておられるようにお話をされておりますけれども、サービスの提供のバランス、そういったものについては問題課題として検討をされていることは事実でありますけれども、それらがいつ時期を区切って結論を出されるのかということについては、言われていないはずでございます。

しかし、国保税・介護保険料の管内参加町村の統一時期については明記がされておる形になっていないと思えます。私は先にサービスの中身であるとか、例えば病院の体制であるとか、介護保険、それ

ぞれの事業の近隣町村を含めた水準を図ってから、それぞれに利用者の負担というものが決まってくるのではないかと、このように考える次第でございますので、その辺ですね、十分な議論をしていただいているのは重々承知しておりますけれど、今後、広域連合、先ほど村長の部門において協議をされているということでおっしゃってはおりますが、一番下の段階でもまだそれらの方向が出ていないとお聞きしておりますので、当然、住民である方々から利用負担を頂くわけでございますから、その中身を先につめてからそのような形で置かれることを期待しているところでございます。

また、蘭越町で行っているようにということ、ご質問させていたただいておりますけれども、蘭越町のやり方がよいかどうか私は存じ上げません。しかし、村長がおっしゃるように、十分に機能を果たす、役目を果たされているということなのであれば、それについてはやはり住民の皆様らそのあとの展開に理解を求

められるのではないかなと、このように考えます。お手間であるかもしれないかもしれませんが、蘭越町のものを参考に、住民の皆さんにやはり適切な情報を与え、ご安心を頂くことによって、料金負担を一律に、近々される段階においてもご理解が得られると、このように考えておりますけれども、如何でしょうか。

藤澤村長

質問順番として、前後して再質問されてますけれども、最初の1点目に関します蘭越町の部分のことはいきませば、先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、内部資料としてのものであり、日数等を基として行っているものではないかというのでございます。住民周知は効果が上がっているのであれば、それはそれですべきではないかというところでございますけれども、住民への皆さんへの周知という点、情報の公開ということとは大切なことだと思えますけれども、具体的にどういうような形でそれをやるのか、いのか、ちょっと悩む、あま

りなじまない部分でないかなと、悩むところでございますが、このように議会等で答弁等も含めながら、話していること、また広報等をもってならんらかの形で機会があればそういう効果等も上がっているような事も、示していくことはやぶさかではありませんけれども、あくまでも事務的なベースでの、それも日数という限られた単位であるという事をご理解いただきたいと思えます。

それから2点目になります。近隣町村との、私の聞き方が悪いのかどうか、利用負担を決めてから云々という説明だったと、利用負担というのは、いわゆる近隣町村との施設等を利用した場合の利用負担という意味じゃなく、介護保険料のことでございますか、ちょっとその辺確認したいのですけれども。

佐藤(伴)議員

私が申し上げているのは、ここに書いておるとおり、国保税つまり、国保を運営するために住民が負担をする部分、その個別のものではないと思えます。介護保険料という言い

方が正しいかどうかちょっとわかりませんが、介護保険に対して住民負担というものがあるわけでございますけれども、村長も広域連合に参加されているわけですから、これらのものを後志広域連合に加盟している自治体は、近々、確か26か28でしたか村長、今ご記憶にないですか。いずれにしても、それらの負担を年次的には目標が定まっています、その中で統一を、それ以降は統一をします。単純に申し上げますと、国保なり介護保険料というのは、介護保険料というのですか、それらの負担を一律にするということについては、年度はきちっと決っていますよということをお聞きしたいだけでございます。

サービスの中身については、今相談をしているというだけでありまして、そこについてはきちっと年次が区切られていないのですけれども、後先逆じゃないですかということをお聞きしたいだけでございます。

藤澤村長

はい、いいえありませんでした。確認取れました。

先ほどの答弁の中でも、その部分は答えているかとは思いますが、サービスの質なり量なりというものを先に、もっと取組むべきでないのかという趣旨と理解しましたけれど、そのことにつきまして、本村には直接ないまでも、近隣町村等の施設等との活用によって十分、質量等々今はそんなに格差はないと考えているところでございます。

村の場合も、先ほど第6期と言いましたけれども、第5期に向けての計算等のなかでも非常に、高まってきているという部分がございます。それはいわゆる、それだけサービスを受けているとなるわけで、ひとつの尺度かなと考えているところでございます。当然ながら、広域連合において負担する部分、いわゆる国保税なり介護保険料なり、これらについては最初の部分でお答えしておりますけれども、国保についてはまだ若干明確な具体的なものはないのですけれども、介護につきま

しては、国のほうからの明確な指導の下に第6期から統一化していくと、せざるを得ないという状況にある。それと本村の場合は介護保険料についても、ほぼ管内の水準的な部分にあるとご理解いただきたいと思います。

佐藤(伴)議員

村長のご認識としては、近隣町村との、そんなに保険税に係わる部分、介護保険料に掛かる部分、その部分についても近隣町村とそんなに差がないというご認識だということでございます。

私にはどうもその辺についてはですね、やはり今の状況を見ますと、医療体制含め、また介護保険事業における、それらの事業の住民の皆さんに対する提供につきましては、結構差があるのではないかと認識をしております。確かに介護保険料そのものについては、当村の場合は事業を提供しておりませんので、それほど見合った高さにはないと思っておりますけれども、負担を概ねしていただく形が出来る前に、それであればなるべく住民の皆さんが介護保険等によって、受け入れられるであろう事業についても、保険料は確かにそんなに高くないわけですが、メニューとしては提供をし、また受けられる方々がそこから選択をするという自由な意思が得られるように、体制の強化をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ソニーイング島牧に係る村長責任の所在



瀬戸川 豊 議員

藤澤村長

(株)ソニーイング島牧への貸付金に関する経緯・経過、対応等につきまして、昨年来、

問

昨年4月に村からソニーイング島牧に対しての貸付金の問題が、この一年間、議会及び村民に与えた不信と混乱は、大変大きなものであると思われるが、村長はこの問題について、自らの責任の一端がどこにあると考えているのか、お伺いします。

議会開催時の行政報告及び一般質問への答弁、更には全員協議会におきまして申し述べてきておりますので、詳細は割愛させていただきますが、これまで何度と無く申し上げ

げて来ておりますとおり、私はソニーイング島牧に対し雇用の場の維持・確保に向け、操業再開のため可能な限りの協力・支援を講じてきたところであります。

結果、平成23年度における設備購入費に係る産業振興基金貸付250万円、平成24年度における経営運転資金貸付1,100万円、合計1,350万円の貸付金が未回収

のままであり、ご質問者をはじめ議員皆様から厳しいご意見を頂いているところでございます。私は、これら貸付金の実行に当り、(株)ソニーイング島牧は、

一般質問

村からの支援を約20年に亘り受け続けてきた会社であり、平成6年から昨年4月までの18年間、代表取締役を勤めていた前村議会議長佐藤伴則氏への信頼感の下、貸付条件の最終判断をいたしました。

しかし、いかなる理由があったとしても、債権保全に係る貸付条件は、貸し手側である村にとって万全を期すべきであったと深く反省するところであり、行政執行責任者としてその責任を重く受け止めているところでございます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

瀬戸川議員

今、村長から非常に丁寧な答弁、頂戴したところでありますけれども、私はこの一連のソーイング島牧の事案について、貸付金、お金を貸すかどうか、出すか出さないかという、その村長判断というのは非常に重要であったと思います。

もちろん、先ほどの佐藤議員の質問の中でも、村長とのやり取りの中でもありますように、相互にやはり、意見の食い違い等出ておりました。

少なくとも、私は、このことは村長権限において、貸すことも出来るし、また、貸さないということも出来ると思います。

その辺の判断、その判断という部分においては、慎重な対応を当然するべきであったと思いますし、またしてきたことと思います。また関係部署とも協議をしてきたことと思います。

しかしながら、村長自身の中に、少なくとも契約上の不合理な点等、併せて当時の社長に対する不信、或いは疑義というものはあったと思っております。

そういう状況を、村長自身が試行錯誤はあったでしょうけれども、そういうものを払拭しないままに雇用の場の確保ということを大前提にしながら、この貸付というものについて、村長自身推し進めて行ったところに、今現在のこの相関関係というものが出てきていると思えますけれども、その辺について、村長いかがでしょうか。

藤澤村長

ただ今のご質問、ご指摘、

正にそのとおりでであると、深く反省するところでございます。

昨年、とりわけ3月には一緒にオンワードへ出向き、オンワードとの交渉にも一緒に臨みました。大変、オンワードさんも、確かに厳しい話がありました。

ただそういう中で、オンワードはソーイング島牧がまだまだこれからやっていける可能性も示してくれてもおりました。

そういった意味合いを持ってしても、それらの事に最終的には全て答えることが出来ないまま、また先ほども申し上げましたとおり、20年間に亘るような関係の中、結果として会社倒産という形になってしまい、雇用の場を喪失してしまっただうことに対して、結果として私の判断の全てが、そういった意味では間違った判断結果であったと、大変重く受け止めているところでございます。

瀬戸川議員

今の村長の発言で、非常に当時としては苦渋の決断をしたというところで、その心情

は察して余りあるものであるうかと思えます。

今後は、このような事案が今後発生しないことを望みますけれども、村長には今後とも、慎重な対応ということを

消防・救急体制

瀬戸川 豊 議員

問

村長は、村政執行方針の中で、消防・救急体制について、岩内・寿都地方消防組合と連携を図りながら、計画的な装備の充実を図ると述べていますが、今後の大局的展望についてお伺いします。

念頭に頂いて、各事案に対しての対応をしていただきたいと、そのことを申し上げさせていただきます。

の対応も含め、住民の生命と財産を守るための取組みを進めてきたところであります。

消防車輛につきましては、平成21年度に小型動力ポンプ付水槽車、いわゆる10斗水槽車を、また、平成23年度に水槽付ポンプ自動車、これは泡消火システム車をそれぞれ支署に配備し、火災時の消火だけではなく、災害や事故発生時の給水活動等にも有効に活用されております。

消防団車輛に関しても、団の活動状況や車輛の老朽化の程度などから判断し、平成24年度に元町地区第5分団に小型動力ポンプ付積載車を配備し、本年度は豊栄地区第3分団に小型動力ポンプ付積載車を配備しようとするものであります。

次に救急設備に関してですが、本村では平成4年度から日本消防協会より救急車輛の寄贈を受けて救急業務を行っておりますが、平成5年に発生した北海道南西沖地震によって、救急車輛も被害にあったことから、トヨタ自動車より新たに1台の寄贈を受け、また被害車輛も修繕を行って2台で救急業務に対処してきたところでございます

が、被害車輛が使用に耐えない状況となってきたところ、平成18年度にJAより1台寄贈をうけて現在に至っている状況であります。

今後2台配備の体制で行くのか、寿都町や黒松内町のように1台体制で行くべきかに関しては、もう少し慎重に検討し、また議会の意見等も拝聴しながら判断してまいりたいと考えておりますが、本

村の特殊性、つまり高度先進医療機関等との距離なども考慮すると、最低限、現行の体制を守っていく必要性を感じているところでもございます。

また、電波法の改正により、平成28年5月末までに消防無線のデジタル化への対応が求められており、機器整備費用の低減化が図られますよう岩内・寿都地方消防組合構成町村との協議が行われているところでございます。

これからも、岩内・寿都地方消防組合消防本部、島牧支署、島牧消防団との連携を図りながら体制の強化や設備の充実を図ってまいり所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

瀬戸川議員

今後これからの消防及び救急体制に対する村長の考えを聞かせていただいたわけでありませう。

皆さんご存知のように消防やら、救急については、常に人命と財産というものを守ることを念頭に置いた部署でありますので、各部署及び各署員がそれぞれ持ち合わせている能力を發揮して職務に付か

なければならぬ、ということとは当然であります。

また、消防救急を受けるこの車輛、装備品等含めて結構高額なものが多くですね、こういう高額なものを用意しなければならぬということをお考えした時に、これは私が今申しましたように、将来に向けて将来的な展望を持って、かつ計画的にこの装備をしていかなきゃならないという事案であろうかと思えます。

そこで、新たに購入しなければならぬもの、或いは処分する備品等について、これらはどうなんでしょう、消防組合等の話し合い、或いは岩内・寿都地方消防組合、そういう組合同士の話し合い、或いは納入する車輛等の地域の中におけるバランス等を考慮しながら、要するに計画的にそういうことが話し合いをされながら、装備の充実をしているものなのか、それともあくまでも、岩内・寿都地方消防組合のほうに所属はしているけれども、車輛及び備品その他諸々については、あくまでも村独自で考えて対応していいものなのか、その辺についてお聞きしたいと思えますが。



▲岩内・寿都地方消防組合島牧支署

藤澤村長

その辺の整備のありようとい
いますか、計画的なものとい
いますか、これらにつきま
しては、全体的な、どうい
う整備が必要であるか云々と
かというはある程度、そうい
う機会があるかと、それら
をいかに具体的に、いつじ
やあ
かというものを購入して
かというものは、それは経
費負
担する。それぞれの構成す
る自治体等が判断していく
ものになっていきます。

本村の平成22年以降、今
色々指摘あったとおり、
将来的な展望といえますか、
整備をしていく、計画的な
もの
かというのがあるべきな
かということを含めて、支
署
等とも含めて協議しながら、
消防団のご意見等もお聞き
しながら、いわゆる支署への
車
輻配備、また消防団への配
備
車輻等の計画を一応立てて
いるところでございます。
ただ、消防団の特に車輻に
ついては、かなり経過年数
経っているものも多いです。
走行距離は確かに短いも
し
れませんが、非常に経過
過の経っている車が多いで
す。
そういう中で、計画通りに

ちょっと進めないで、確か
1
年ほど計画よりも前倒し
は
なくて、逆に遅れているよ
う
な状況にあるところござ
い
ます。
大変申し訳ないかと、思
い
ながら。

それぞれの今度、整備車
輻
等も高額なものという指
摘
がございました。確かに近
年
消防車輻等も非常に高度
化
が進んでおりまして、上を
見
ればきりがいい状況では
ご
ざ
い
ます。

本村も、非常に水道管等
も
古いため、あまり圧をかけ
て
吸い上げることが難しい
部
分等もあったりして、また、
し
ょっちゅう活用してま
す
けれども、水道の断水等の
時
の対応等、様々なことを考
慮
して、10ト水槽車等も入
れ
たところでありまして、最
小
必要限の村にとって有効
活
用を図れるような形で、投
資
するときはあとわずかその
金
額差で後から後悔のない
よ
うに、整備をすすめている
こ
ろでございますので、ご理
解
を頂きたいと思っております。

瀬戸川議員

だいたい状況が分かっ
て
きま

した。

毎回、年度予算の中で、限
ら
れた財源の中で、各部署
で
予算を組まなければなら
な
い。そんな中で、どの部
署
も大事な部署でありま
す
から、どこを増やしてど
こ
を削ってと、これは一概に
言
えませんが、何分

観光振興対策

瀬戸川 豊 議員

問

村長は、村政執行方針の中で、観光産業の振興のために「賀老の滝」「ブナ原生林」周辺の環境整備を進めますが、これらの振興策に歌島高原及び歌島沼の環境整備も念頭に入れての対策は考えられないものかお伺いします。

にもやはり、端的に言えば、
特
に車輻に関して言えば高額
な
もので、その辺については
や
はり今後適時に対応される
こ
とを、私は期待してござ
い
ます。
そのことを申し述べまして、
こ
の質問については終わら
し
ておきます。

や「本目灯台」、「賀老の滝」
な
ど数えまじたら枚挙がない
こ
ろであります。

このように、観光資源とし
て
活用可能なものばかりでは
ご
ざ
い
ますが、現在の村の施
策
といたしましては、「賀老
高
原」を中心とした観光開
発
に主体を置き、賀老の滝の遊
歩
道や狩場山登山口までの舗
装
整備、各種観光看板の整備
な
ど環境整備のため集中投資
し
ている状況でございますが、
「
歌島高原」につきましては、
島
牧村を一望できる展望台と
し
ての活用、また平成15年度
か
ら民間団体により開催され
て
おりますパラグライダー大
会
の会場としての利用等のた
め
、村道歌島高原通線の維持
管
理に留めているところで、
積
極的な観光開発等について
は
、今後の課題としたいと考
え
ておりますので、ご理解を
賜
りたいと思っております。
また、「歌島沼」の周辺整
備
につきましては、平成8年
度
に村観光協会が土地所有者
と
覚書を交わしまして、無償
で
土地を使用させていただき、
草
花を植え環境整備を図った
こ
ろでございますが、平成
1
2年を最後に維持管理は行わ

藤澤村長
観光産業の振興にあたりま
し
て、「賀老の滝」・「ブナ原
生
林」周辺の環境整備に加え、
「
歌島高原」並びに「歌島沼」
を
念頭に入れ整備を進めては

いかかのご質問でございま
す
が、島牧村には、本村特有
の
地形・気候により育まれた
数
多くの景観地に恵まれてお
り
、ただいまの「歌島高原」
は
もとより「泊川溪谷の紅葉」

れていない状況であります。

村観光協会としては、今後とも整備を行う予定がないこと、また土地所有者から土地の覚書に基づく土地の返却を求められたことなどもありまして、平成23年度に土地所有者に対し覚書の解除を通知したところであります。

また、村におきましても取り付け道路の整備や、維持管理費が多くなることから、当面は整備計画を策定することとは残念ながら予定しておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

瀬戸川議員

今、説明ありましたけれども、私は「歌島沼」については、今お聞きしてちょっと改めて認識させていただいたところがありますけれども、本村の観光振興については、多種多様なものを用意して良いと思うのですよね。今村長お話ししたように、結構村内にはあちこちよい場所、観光資源としてありますので、そういう場所に対する環境整備というものは、当然、今お話あったように、念頭に入れていることだと思います。

また、ハード面、ソフト面

両面と併せて充実をさせていく、そしてそこにその対応する中で集まって来て下さる観光客に対して、せっかく島牧に来たんだから、楽しい、ここは凄かったと、楽しさと感動とそれから、島牧は安心するな、良いなという安らぎ憩い、そういうものを観光客に与える環境整備でなければ、私はならないと思うのです。

そうでなければ、いくら場所を整備してきれいにしても、来る方の喜びやら楽しみというものがそこに共有されなければ、中々、観光対策というのは上手く行かないのではないかと気がします。

特に私思うのは、今後の観光振興について島牧村は、このように細長い村ですから、東は歌島のほうから、西は栄浜のほうから島牧村に入ってくる道路がありますけれども、特に東側の入り口、歌島側の入り口の地区に対して、今村長おっしゃるように、特に「歌島高原」は非常に眺めが良い。一望できるし、昨年の産業建設常任委員会の所管調査で私たちが行ってまいりましたけれども、やはり皆さん口をそろ

えて言うのは、見晴らしの良さ

と景観の良さを口にします。それは視察した私たち自身が、それを声に出すくらいやはり非常に眺望がよいという、そういうメリットがあります。

「歌島沼」に関しては今お話ありましたとおり、ちょっと厳しい部分はあろうかと思えますけれど、今言う寿都のほうから入って来る、歌島の入り口においてまず最初に楽しいから感動、そして安らぎ、憩いというそういう場を提供してこそ、私は本当の観光振興策と言えるのではないかな

と思うのですが、この点についてどうでしょうかね、観光客に対してですね、見たい、食べたい行きたい入りたい、こういうこれらのことをできる限り、この部分を満足させられるような、そういう観光振興策であってよいのではないかなと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

藤澤村長

ただ今の中の、「歌島高原」の部分でございますけれども、これは私もご質問者と同様、素晴らしい場所だなというように思っております。

あそこは実際に様々な官公庁を含めて、電波の中継基地的な、本村のものもござい

ます。そういうことで、あそこに行くための、先ほど言いました、歌島高原通線この村道の維持管理というのは非常に、これからますます重要度が増すのではないかと思うところでございます。

当然そういう基盤整備と共に、そこをNTTとの光の宣伝ポスター、あれも歌島高原からの写真でございます。

本当に、観光地としての、景観地としての素晴らしい要因を持っているところであると、私も考えております。

今、賀老地区のほうに集中的な投資というようにお話ししましたが、今後の公共事業等の拡大等に向けて、その辺の村道等の整備を含めながら、ビュースポイン的な地点を考

えながら、これはハードの部分の対応になっていくのかなと思っております。積極的に検討して実施していきたいなと私自身思うところでございます。

確かに、見て食べてそして更に、そこに行ってみて、様々なそういう、最後は感動を与えるというのが非常に大切なキーワードになっていくのかなと思っております。

そのためにも、私は島牧を愛する島牧ファンというものをたくさん創っていくことも大切ではないかと思っております。

ご承知のとおり様々な観光対応はそういうようなアピールはしておりますけれども、むしろ更にそれを具体化していく意味合いをもって、よく

観光大使とかもありますけれども、凄く全国的な有名人の観光大使というイメージではなく、もっと身近な民間レベルといえますか、草の根的な民間庶民レベルでの島牧を宣伝していくような、そういう

ような島牧をこよなく愛する方、また島牧に様々な縁がある方、そういった方たちに、当然著名な方がいらっしゃればもちろんでございますけれども、そういう方たちにボランティアといった変な名前でいいかどうかは別といたしまして、なっていたら、そういうような一歩踏み込ん

だソフト的な事業というの、これから必要になってくるのではないかなと考えているところでございます。経費をかけて、基盤的なハード的なものから、そのような考え方によっては、制度を創生するだけで、形式的にはあまりかからないような状態で、ソフトの一端から様々なものがあるかと、そう

いった事を積極的にこれから、検討し進めて行きたいと思いたしますので、ご理解をお願いいたします。

瀬戸川議員

島牧村はですね、多分に観光資源といわれるものはたくさんあると思うんですね。ただそれを十分に活かすかというのを問われる

と、中々それは生かされていくといえない部分があるのかなと思います。

今、村長お話をしましたように、将来に向けてより良い観光開発、また観光振興策というものを推し進めていただければ有難いと思います。そのことを一言申しまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

ソーイングの運転資金貸付

問

運転資金貸付契約書作成の段階で、我々経営者的な判断からすれば、とうてい不自然な貸付けと思うが、今までもそういう条件での貸付けであったのか伺います。



後藤 藤 論 議員

藤澤村長

ソーイング島牧に対する経営運転資金の貸付についてでございますけれども、平成23年度までは、担保物件による抵当権設定は行わず、会社役員全員の連帯保証といえますが個人保証として、貸付契約を締結いたしました。

平成24年度における貸付に

関しましては、私は平成24年村議会第1回定例会予算特別委員会において、ソーイング

島牧の会社経営に対する社長としてのやる気と責任を形に表すような保証のあり方を求めていくという旨、答弁したところでございまして、具体的に対応として3,800万円の貸付については、当時の代表取締役である佐藤伴則氏の個人資産等を担保物件として

提供して欲しいと申し出たところであります。

その後、佐藤社長より借入れ金額については、担保物件と見合いの金額として欲しい。また、担保物件との見合い金額であるから、会社役員個人保証、いわゆる連帯保証等については求めないで欲しいとの要求があったところでありまして、

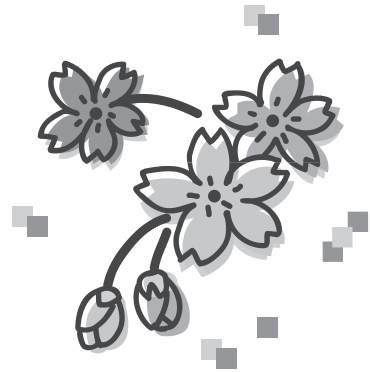
最終的には、佐藤社長所有

の札幌のマンションと、村内の土地の一部及び会社の機械備品等を担保に、これらの評価額見合いの1,100万円を貸付することとし、会社役員個人保証は付さず、貸付契約を締結したところでございます。

瀬戸川議員さんへの答弁と重複いたしますが、(株)ソーイング島牧への経営運転資金の貸付の実行に当り、(株)ソーイ

ング島牧は村からの支援を約20年に亘り受け続けてきた会社であり、平成6年から昨年4月までの18年間、代表取締役を勤めていた村議会前議長であります佐藤氏への信頼感の下、私は貸付条件の最終判断をいたしました。

しかし、いかなる理由があったかといえども、債権保全に係る貸付条件は、貸し手側である村にとって、万



全を期すべきであったと深く反省するところであり、行政執行責任者としての責任を重く受け止めているところでございますことを申し述べさせていただきます。答弁とさせていただきます。

後藤議員

先ほど来、この問題について色々説明いただきましたけれど、24年度に限って取締役一人の保証で良いという判断というのは、ちょっと私は間違っていたと思うのですよ。それで、全体の役員の保証を得られれば、今こういうような問題も起きないし、村監査委員の方々から色々な指摘がされていることは早い時期にあったと思います。

そういうことも踏まえながら、村長、なんら打つ手も無く、一年も過ぎて村民にいろんな部分で誤解を招くような行動だったと私は思っております。

それと先ほど来の、ソーイング島牧が再開してくれるものと思ったという話があったが、なぜソーイングが破産をするという状況を聞いたときに、少なくともオンワードに

村長は3回も行っていませんよね、破産する前に、それであれば従業員の雇用を考えるとこういうことを第1点に貸したというのであれば、即オンワードのほうに行って工場長なりいろんな人員の方々を派遣してもらって、それは村で人件費を払っても良いのではなかったのですか。

そういう政策もとらないままに、今現在に至って、しかも村が2分の1補助した機械マシン等も全部売られてしまった。担保をとれとあれほどこ言ったのにも拘らず、それをしないというのは、職務怠慢の何者でもないと思えます。

村民から聞かれた場合にどう返答すればよいのか、ここで明快な返答をお願いしたいと思います。

藤澤村長

平成24年度の一連の、とりわけ貸付実行時における私の判断、そして、その後における私も非常に誤解を招くような行動の全て、大変そのような形の動きであったことに対して、深く反省しお詫び申し上げます。申し上げる次第でございます。

オンワードに3回行っていながら、なぜその後オンワードとの直接的な対応がとれなかったのかという指摘、これもその辺の動きのフットワークの軽さがなかったという、厳しいご指摘と受け止めております。

ただ、ご理解いただきたいのは、オンワード檜山は確かにソーイング島牧の殆どの生産を担う発注元であり、ソーイング島牧さんは受注会社という関係が基本的にあったかと思えます。オンワードさんの直営工場ではなかったという部分がございます。

オンワードさんは今のご時勢の中、中々昔のような明確な数というものは出しようが無い。また品質についてはやはりソーイングさんはちょっと落ちてきていると。

ただ、私も不安になって聞きましたら、極端なものではなく、ちょっとした努力によって改善される部分というものは多々ある。そういった上でより品質の向上した物という話がありました。それは、いわゆる単価等にも結びついていく話かなと思えました。そういった中で、オンワー

ドさんは社長の仕事に対する熱意といいますか、常勤体制の形の中で、やはりもっと頑張ってもらえないのかという話等も多々ございました。

そこから辺が非常に、これらの工場が再起していく上でも、私はキーポイントになっていくところではないかなと思っていたところではございます。

しかし、会社のほうでは代表取締役が交代するということを受け、更に、昨年4月27日の株主総会后、連休明けの5月の7日ごろだったと記憶しているのですが、新しくなった社長から、従業員がみんな辞めてしまった云々という話がやっと入ってきたりですね、非常に困り果てた状況であり、その後ご承知のような状況になっていったわけでございますけれども、今思えば対応の様々なありようというの、反省する中では違うという思いもあります。全部にずれにいたしても、全て私の非常に不慣れた部分であったり、情報の少ない部分であったり、考え方の判断等の甘さの部分であったり、

様々な部分で質問者のご指摘のとおり、私の全ての行動、一連のありように対して、自身大きく反省をするところでございます。

後藤議員

反省しても、金は戻らないということで、ちょっと私は不可解に思いますし、この一連の問題についても、村民に与えたという部分、佐藤君、前社長にも問題あると思えますけれども、これ何故に、私方経営者からすれば、こういう貸付をしたからこそ、こういう問題があったのであって、色々村の公金を扱う長として、本当にもっと慎重にすべきであったのではないかと、私は思います。

その後、昭和60年7月、建築後20年後に校舎内外の全面塗装などの大改修工事、平成5年6月、築後27年後には校舎内の電気設備工事、機械設

備工事やグラウンド等外構工事を経て現在に至っているところでございます。平成19年10月、築後37年後になりましたが、国の補助を受けまして耐震診断を行いました。その診断結果は1階から3階まで所要の耐震性を確保しており、「倒壊または崩壊する危険性が低い」との判定を受け、耐震補強工事の必

藤澤村長

島牧小学校の建替準備についてであります。島牧小学校の建築年は、ご指摘のとおり昭和41年12月に完成をみております。

また、給食センターの建替についてでありますけれども、昭和52年の建設から35年程が経過し、ご指摘のとおり毎年維持補修を行いながら運営しております。

小学校及び給食センターの建替

後藤 諭 議員

問

- ① 小学校は、過去に大規模改修を行ったものの、建設から46、7年が経ち、毎年のように修繕を行い現在に至っている。平成19年に実施した耐震診断の結果は、約10年は大丈夫との結果であった。6年ほどが経過し、そろそろ建替への準備に入ってはどうかと思うが、考えを伺いたい。
- ② 給食センターについても、建設から約35年が経過し、毎年のように修繕を行い使用している状況にある。幸いにも、食中毒等の事故もなく現在に至っているが、近代的な施設を建て、子供たちに安全・安心な給食を提供する考えがあたりか伺いたい。

要性もなく今日まで経過いたしております。

鉄筋コンクリート建築物の耐用年数は概ね60年ほどと云われており、校舎は建築から47年経過していますが、通常大規模改修は建築40年ほどで実施しているのが一般的な状況とのこと。そういった意味合いでは、本村は比較的に早い段階年数で大規模改修を行っていったところでございます。

校舎の新築を行うにあたりましては、総工費が10億を上回り2分の1補助を受けたとしても5億以上の持ち出しになり、多額な財源が必要になること、また、建設予定地の選定など検討すべき案件も山積しておりますことから、今後、教育委員会等の関係機関と協議し、建設適期の判断を検討していかなければならないと思っております。

また、給食センターの建替についてでありますけれども、昭和52年の建設から35年程が経過し、ご指摘のとおり毎年維持補修を行いながら運営しております。



▲昭和52年建設の学校給食センター。建設から35年が経過している

センターの建替・新築につきましては、建設要件から現在での建築というものは不可能でございます。新たな建設地の確保が必要になっていくところでございます。

また、今後の児童・生徒数の減少から、町村毎に必ず給食センター等が、設置が必要かどうかの判断や、民間委託の可能性、学校との併設などを含め、将来的に必要な最小限の経費で運営を行うことを目指しまして、小学校と同じく教育委員会等の関係機関と協議を行い、建設の是非について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

後藤議員

村長はまだ大丈夫という認識の下でおられると思いますけれども、私はなぜこの質問をしたかといいますと、南西沖地震、また東北地方の地震等、津波を考えれば、果たして今の小学校、給食センターについても、場所的に適地かどうかというのはちょっと、道の防災診断の結果がまだ出ないとの、この前のお話がありましたけれども、少なくともそういう防災センターを兼ねた安全な場所に造るとい

ことを村民の皆さんに訴えるならば、決して今の場所がいかにどうかという判断からすれば、場所を移しても村民は仕方ないという判断に、私は立つと思います。ですから、そういう来てからでは遅いんですし、また、防災センターも兼ねて給食センターも一緒に造るのであれば、これはあつてはならないことですが、そういう被害があった場合は、いち早く安全な場所から避難してもらいなり、そこで炊き

出しの用意をするなり、いろんな意味も含めてこれは活用できるのではないかと、そういうことで私は質問しているものであって、ここがもつからまだ大丈夫だというような判断では、私はないと思います。出来れば、早い時期に適地な場所を村民の方々と相談しながら、1年や2年で解決できるものと思いませんか。でも、今からやはりそういう場所の選定やら、いろんな条件を国等の補助制度に合わせながら、村長が考えながら行

政をしていくべきと、私は思いますけれども、これは私から言うべきものではないと思いますけれども、是非その辺の理解を高めていただいて、村の安全性を考えて、行政を執行いただきたいと思います。藤澤村長

ただ今のご指摘、私もそのように認識するところでございます。とりわけ小学校等の施設につきましては、防災施設といえますか、何かあった時の避難場所になるとい事も非常に多い場所でございます。給食センターも併設することによって、有効活用が、またそういう場合にも図られるのではないかと、正にそのとおりだと思います。防災という観点からも含めて、小学校の建替等についても検討してまいりたいと思っておりますので、宜しくご理解をお願いいたします。

島牧音頭、島牧小唄、島牧太鼓等



長尾文裕 議員

問

確か、島牧音頭、島牧小唄、島牧太鼓等があったかと記憶しておりますが、現在どの様に扱われているのかお伺い致します。

村旗とともに村が定めたものでございます。

藤澤村長
島牧音頭・島牧小唄・島牧太鼓の現在の取り扱い状況についてでございますが、島牧音頭・島牧小唄につきましては、昭和42年12月23日に村章・

島牧小唄は当時の教育長でありました、故佐々木初雄氏が佐々木黒潮の雅号で作詞したものであり、作曲は小唄、音頭、太鼓の3曲ともに「さくら貝の歌」などで有名な真

狩村出身の八州秀明氏によるものでありましたが、村民に広く普及することもなく経過したようであります。昭和50年代後半、村観光協会が新たに島牧旅情と島牧おどりを歌手「岡ゆうこ」によりレコード化、この曲が現在、

各地区のお祭りやイベントなどで一般的に使用されているものとなっております、当初の島牧音頭・島牧小唄を知る伝承者が殆ど見当たらない中で、今後これらの唄を普及していくことは難しいかと考えるところであります。

なお、島牧小唄と島牧音頭の楽譜につきましては保管しておられますので、今後の取り扱いに関して関係機関と協議してまいりたいと考えています。次に島牧太鼓につきましては、昭和46年9月30日開村百

年の記念式典で発表され、翌昭和47年10月14日に「島牧太鼓保存会」が結成、平成元年位まで活動をしてきたようでございますが、その後休眠状態となっておりますが、平成5年6月に新たな会員を募り再結成され、役場若手職員が主体となって2年位村の成人式や行事等で発表していた経過があります。その後は和太鼓を経験している教師等により小学生が授業の一環として、また、村内教師の研究会や中学生の愛好者が、平成23年頃まで活動を継続しておりましたが、担当教員の異動や生徒の卒業などで、ここ2年位は活動休止となっております。

これらの経緯を踏まえ、今後数少ない村の文化財としての役割を認識しておりますので、教育委員会と連携し、活動に当たっての環境整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

長尾議員

私もその、島牧音頭、島牧小唄がよく知らないのですけれども、せっかく島牧のよ

い部分を歌詞等に取り込んで制作していったと思うんですよ。これはやはり、ただ単に過疎化とかそういう問題じゃなく、文化伝統という形で、きちんと継承していく必要性って私は凄くあると思うんですよね。

何が島牧なのという、その辺の文化伝統に関してもの凄く、我が村はちょっと弱い部分はあるなという気がしているのですよね。

そういった中で、確かに製作されたのは40年ちょっと前になるのかもしれないけれども、やはり、過去には小学校で太鼓等もやっていたような経緯がある中で、我々自身が島牧音頭とはこういう歌よ、島牧小唄とはこんな歌よというのがわからないまま、ただ次々と時間だけが経っていく、こういうことだけは私は避けるべきではないのかなと、過去の例を見ても、作ったは良けれど、その後散会というのが大半なわけでありまして、せっかくこれだけのものを成形して、一時期本当に大々的に取組んだときもある。それを、IP告知放送というのですか、それを利用しながら

も、何某かの形でその耳に入ってくるような、そういう機会が持てないのかなと、それとできれば、これは本当に申し訳ないですけども、小中学校を中心し、これをきちんと伝承していただく技術を確保しつつ、大人社会に発信してもらおうような、そういう教育のあり方もあってよいのではないかと考えるのですけれども、その変に関してちょっとご答弁いただけますか。

藤澤村長

ただ今、大変素晴らしいアイデアといえますか、いわゆるIP告知放送等への活用というのも村民に知らせる、聞いて耳になじんでもらうという部分では、非常に有効なアイデアかなとお聞きいたしました。

また、学校教育等通じて子供達等にきちっと伝承していくという、やはりそういうことが、私も継承していくためには必要なことだと認識いたしております。

教育委員会等とも協議しながら、その辺の対応を図ってまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

目時教育長

島牧音頭、小唄に関しては、とりあえず私どものほうの考え方は抜きといたしまして、島牧太鼓という部分で、若干申し述べたいと思いますが、伝統文化という形の中で行きますと、本当にわざわざそのために創ったという経緯、それらを考えるとやはり、これからもきちっと伝えるべきだとは思っております。

しかしながら、現実的にやってきた経緯を見ますと、今、皆さんもご存知のとおり、夜明け、海幸、山幸、祭、この4つから成っております、この4つのいわゆる交響曲的なものが島牧太鼓と私は聞いております。

ですから本当の話、全部それを聞いて初めて島牧太鼓という言い方が出来るのかなと思いますけれども、ひとつひとつの楽譜、楽章といえますか、その中でいきますと、1小節それが5人で叩くのですけれども、4人が全部同じリズムで1回りしなければ駄目なんですよね。ですから、8回だと思うんですけども、それをやってそれが1つ終わったら、次の部分に行く

4つくらい確かあると思います。それでようやく終りという、波があまりないという、それと叩き手からいくと、一番太鼓は最初に叩くので数が分かるのですけれども、2番3番4番になっていくにつれて、数が多くなるものですが、非常に叩き手としては難しい太鼓であると思います。

それで、今、先ほど村長のほうの答弁の中にもありまして、小学校にたまたま先生がいて、その先生が、今年の高1です从去年まで活動してお祭りとかで披露したやつは、自分たちで、祭りにしても1小節、1小節はなくて、1小節の4分の1、それをそれぞれに叩いて終わって短くしたという経緯があります。

そういう部分でいくと、継承者、当時作った時に叩いた人達がいるうちに、その当時のものを1回きちっと整理して、それを保存しておくべきである、今後これから、じゃあそれをどのように伝えていくという部分でいきますと、今言ったような短いのが良いのか長いのが良いのか、聞き手にとってどれが良いのかという部分も含めて、まだまだ、

時間が掛かる。やはり難しいですね。私も青年会当時にやれといわれてやったんですけど、中々リズムが取れなくて、下手なものですから、そういう部分でも結構難しいのですけれども、それをどのようにして伝えていくかというのがやっぱり、ちょっと考えながら進めていかなきゃ、ちょっと難しいのかなという気はします。

ただ、だからといって無くしてよいとは思っておりませんので、その辺はご承知おき願いたいと思います。

長尾議員

出来るだけ、これらのものせつかくありますので、私は先ほどIP告知放送とも言いましたけれども、道の駅もあるわけです、様々な場面で披露していくことは可能かと思えますので、前向きに取組んでいただきたいと思います。

断水事故

長尾文裕 議員

問

3月2日発生の栄磯地区の断水事故については、行政報告でもあった通り前向きに検討されてはいると思いますが、恒久的対策が必要と考えます。村長のご見解をお伺い致します。

藤澤村長

3月2日に発生しました栄磯地区の断水事故に関する経緯、応急対策につきましては、行政報告において説明いたしましたので割愛し、今後の対応策についてご説明させていただきます。

質問者のご指摘のとおり、現在の敷設箇所は過去にも高波、落石等による断水事故が発生しており、同じ事故が起きないよう恒久的対策が必要であるとの認識から、予てよ

り小樽開発建設部に対し、国道トンネル内への水道管敷設について再三要請して来たところであり、今回の事故後、再度強く要請をしたところであります。

小樽開建といたしましても、今回の事故の重大性及び既設埋設管箇所の特事情等に鑑み、海側にあります新厚瀬トンネル内の歩道に水道管を敷設することについて内諾する旨、3月8日に連絡があり、今後は工事に伴う占用許可に向けての事前協議が進められる事となったところであります。

また、今回の断水事故の原因は、暴風雪に伴う高波により敷設水道管が大規模に流失したものである事から、本復興については災害復旧対策事業として事業申請中であり、災害認定のため今月中に北海道庁の担当者による現地確認、5月中旬に厚生労働省の災害査定が行われる予定となっております。

なお、災害復旧対策事業予算につきましては、災害査定終了後に補正予算の提案となりますので、ご承知おき願いたいと思います。



▲厚瀬トンネル横の断水現場。旧国道の石積擁壁が高波に洗われ、埋設されていた配水管が流失。残された配水管の一部が露出している。

今後も安全・安心かつ安定した水道水の供給に努めますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

長尾議員

今、3月8日に小樽開建からの回答を得たということではありますけれども、実際トンネルの中を通すにあたって

一般質問

の具体的な計画というものは、これからのかなとは思いますが、中々災害認定や査定やら、時間を要する部分はあるんですけども、今回の断水事故に関しまして、この復旧に時間が掛かりすぎたということは、十分認識されておると思うんですよ。

多少の断水事故であれば、もっと簡単だったのかもしれない。これは塩ビ管等々だと思うんですけども、やはり突発的な断水事故にでも対応しきれだけの備品として、用意されてあってもよいのではなかったのかと、今回たまたまた土日にかかりまして、実際工事にかかった業者からも聞いておりますけれども、近隣の町村にも無かったという中で、相当復旧に当たっての機材等を確保するのに時間を要したと、それがゆえに約1日掛かってしまったように聞き及んでおりますので、その辺の今回のことに限らず、水道というのはまず第1が生きてくるための水でありますので、備品、機材等の確保、その辺

に関しては今後どのように考えておられるのかちょっとお答え、お願いいたします。

藤澤村長

突発的な事故等への対応ということでは、若干機材等、水道機材等の備蓄はありますけれども、今回30口径の配水管本体がいったいということ、そこまでの装備は全く無かったというのが実態でございます。

やはり、近隣町村等に働きかけても中々そろっていません。その町村でしか使っていないような口径であったり、様々なことがあります。

今ご指摘ありましたとおり、水道水はとりわけ生活を行う上で、また、同地区には水産加工の工場等もございます。様々な見合いの中、早急な対応というものが求められるところでございます。

今後、それらの極端な状況は別といたしまして、過去の起り得るようなもの等を勘案しながら、機材等の確保に努めるよう努力してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

村全体の問題

長尾文裕 議員



各産業に対する既存の振興対策は対策として、数年前からの緊急雇用創出推進事業の拡大は一時的な物でしかないと考えます。中・長期的な政策を真剣に考えるべきと思いますが、村長のお考えをお伺い致します。

藤澤村長

産業振興対策に係る中、中・長期的な政策について真剣に考えるべきであるとの事でございますが、私は近年村内事業所が相次いで経営を断念したことにより、雇用の場が失われ、またそれが人口流出を招く原因にもなることが想定され、大きな危惧を持っていらっしゃる所であります。

私は、第四次総合計画にあります「活力いっぱい

村」・「中小企業の力を村づくりに活かす」ことを申し述べ、地域振興の基礎となる産業の活性化こそ推進すべきとの考えに基づき、第1次産業である水産業・農業を中心に振興策を図り、さらに観光産業と結びつけた、いわゆる第6次産業化ということになるかと思いますが、雇用対策を図ってまいりたいと考えてるところでございます。

具体的に申し上げれば、既存事業者への支援策の拡充のため、支援制度を見直すことや本村特産品を活用して、事業を展開しようとする企業等へ積極的に働き掛けし、また新たな支援制度の創設を検討する必要がありますと、考えるところであります。

なお、具体的な事案等につきましては、今後、議会とも協議し、関係条例の見直し等も含め、適切な支援策が講じられるよう検討してまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますようお願いいたします。

長尾議員

通り一遍的な考えというか答弁じゃ駄目だと思うんです

よ。

基本的に、そうじゃない、本当に今、私始め多くの人が望んでいるのは、この中・長期的に取組む産業、仕事ですよ、そのヒントなりきっかけ、それを村を始めとして、産業団体等も含めて、発信してそれが定着するようにしなかつたら、私、本当に何回も言いますけど、島牧に人がいれなかりますよ。

第1次産業を中心として、とありましたけれども、その第1次産業、水産業は基幹産業だと言いつつも、ここ何年間か組合員数の動向はどうなんでしょうか。私は多分、減っていると思いますよ。

農業に関してだって、現在なさっている方だって、段々高齢化して、新規の後継者なり新規就農者は出てますか。その第1次産業中心と言われるんだったら、新規に漁業でも農業でも従事する方に対しての助成なり補助なり、そういうものだってもっと真剣に出きてあってもおかしくはないと思うのですけれども、今、ここ何年間の景気対策での緊急雇用促進、こんな付け焼刃的な3人か4人、じゃ

あそれから漏れた人は、何に生活の手法を求めればよいのか、3人4人のためじゃなくても、30人40人の、そんな多くの人のためになるような、そういう政策をやはり村中心

として産業団体とも手を取り合って、私、示すべきだと思います。そういう必要性あると思いませんか。

ご答弁お願いします。

藤澤村長

言われるとおりだと思います。

そのような形の、具体的な事業がしっかりと明示できれば、一番いいところでありま

すけれども、中々そこまでの部分がございます。

個々に発生した折には、議会等とも協議をしていただきながら、対応してまいります。また、新たな制度等の創出等

も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

観光振興対策



中田 仁史 議員

問

村政執行方針に「ふるさと島牧の明日を築き未来を拓く！」ため村づくりを推進して行く。そして観光産業は重要な産業のひとつだとの認識に立たれておられます。私は今、島牧村にあって将来核となる可能性のあるものに光をあて育てて行かなければならないと考えます。アメマスタビーに代表される、つり・フィッシングがそれではないかと思えます。島牧村が釣りのメッカとなるように、もう少し資金、人材を投下し、村づくりを推し進めて行かれたらと思えますが、村長の考えを伺います。

藤澤村長

島牧村が、釣りの、いわゆるメッカになるよう積極的な取り組みを行ったらどうかとの質問でございますが、本

村は、ご承知のとおり小樽市民釣り大会や、全道釣魚連盟が主催する全道大会の開催地として利用されるなど、長きにわたり海釣りのメッカとして知られた地でございます。

また、いわゆる陸釣りのほか、船釣りにつきましても、

多種多様かつ大型の魚が釣れるということもあり、マニアの垂涎の釣り場でもあるところであります。

村の釣りに関する現状を申し上げますと、遊漁船が46隻登録されており、年間を通して操業している遊漁船もあり、漁業者の貴重な収入源ともなっております。

また、連休の時期となりますと全道各地から釣り愛好家が釣り場を求めて来村し、地

元から大会の賞品の購入や、大会参加者の弁当を調達、釣りシーズンを終えますと賀老

の滝見学のため再度来村するなど、地域経済活性化の一助ともなっておりますのでございます。

さらに、アメマスタビー実行委員会が主催しております大会につきましても、今年で23回目を数え、道外からも含め今年も345人が参加し、村の一大イベントとして定着し

ているところでもございます。

このイベントにつきましては、例年3月第4週をもって終了いたしますが、大会後は民間団体が主催するスプリングカップが引き続き開催されており、全道はもとより全国各地から愛好者を呼び寄せている状況にもあります。

今後、アメマスタビーに関連して、著名な釣り名人などを招聘しデモンストレーションを行い、内容の充実を図る

ことや旅館・民宿・地元商店

等との更なる協力体制の構築を進めることに加え、アメマスタ以外の魚種の大会についても観光協会や商工会、また釣り関係者と協議を進め、集客の増大を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、漁業により生計を立てている漁業者各位には特段の配慮が必要でありますことに留意し、海を汚さない・不必要な釣果を上げないなど、



▲アメマスタービーの参加者（江ノ島海岸、1月5日）

敵に慎むことを念頭に事業展開を今後進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

中田議員

今、村長のお話を伺ったのですけれども、そういうレベルの話ではなくて、ニセコがスキーヤーとボーダーやる人にとって、やはり1回は行ってみたいという、日本から

ら世界から、憧れの地になっております。

そんなレベルで、この間もニセコではスイスの人がスキーに来ていたんですよ。で、スイスのスキー場のほうがよいのではないかと、ニセコの雪は最高なんだと言っていましたね。

それで、そんな感じで3年後、5年後にはそういうふうにならないかもしれないので

すけれども、島牧村が将来、釣りのメッカとなる、日本中のことから、また世界の人から釣り好きな人から、マニアから1回は行ってみたいという村づくりをされてはいいかかという提案であります。

それでいろんな難しいことあると思うんですよ、例えば僕の家ですけれども、例えば保護河川が5本あったら1本を開放して、いつでも島牧村に行ったら岩魚釣りができるとか、山女釣りができると、本当にそういうところが出来るように、国に働きかける。で、漁協とも協力関係の下に、また魚の稚魚とかも放流をどんどんして、増やしなから、そして又、釣りの人達にも満足のできるような村づくりをしていくということを提案したいのですね。

大変難しい。今日の明日には出来ないことも知れませんが、そういう目標と、一歩一歩それに向けて地道な行動をしていくということが大事なのではないかなと思うのですよ。全然そこが、島牧村は今まであまりなかったのではないかと、他の、長尾

さんだったり、佐藤さんだったり、瀬戸川さんから出ているのではないかなと思うんですよ。

結局、シマちゃんマキちゃんみたいなものを作っても、それを活用しようとしていないし、育てていていないんですよ。

せっかく種を蒔いているのですけれども、それに対して水やったり、肥料やったりする、という行動が全然無くて、好きなものだけやっているという感じに受け取られないよ、うな感じなのではないかなと思うんですよ。

もう少しそういう釣り人に優しい、そういう村づくりというのをされていくと、これが5年後10年後にですね、い

ずれニセコを追い越すような釣りのメッカになっていったらよいのではないかなと、私余り釣りを殆どしたことがないものですから詳しいことはわかりませんが、困難なことはあるかも知れないんですけれども、そこで知恵を出し合っていていくということが大事なのではないかと思

います。それでは次の質問に移らせていただきます。

合併処理浄化槽整備事業

中田仁史 議員

問

平成23年度から合併処理浄化槽整備事業が実施され3年目を迎える。2ヶ年で設置数は56基、汚水処理人口普及率は17.6%となった。

今年度は20基予定されているが、普及は頭打ちに思われる。私は、一般住宅以外にも補助をし、普及を計って、この事業を推進したら良いのではないかと思うが、村長の考えを伺います。

藤澤村長

合併処理浄化槽整備事業推進のため、一般住宅以外にも補助を行い、汚水処理人口普及率の向上を図ってはどうかとの質問でございますが、一般住宅以外の方、すなわち店舗及び事務所等を所有する受益者が合併処理浄化槽を設置する場合にありましては、受益者分担金条例の規定に基づきまして分担金を徴収することになっております。

水洗便所等への改造等、工事資金補助条例では、住宅用に供している家屋部分以外は対象外となることなどが、いわゆる施設所有者が設置を躊躇する原因になっているものと、ご質問者の質問内容より推察するところでありませ

す。個人住宅への設置予定基数は、生活排水処理施設整備基本計画で計画目標の最終年次、平成38年度で170基としてありますことから、個人住宅への設置について、今後も引き続き周知活動を行い普及率の向上に努めて参りますが、一般住宅・個人住宅への設置が基本計画期間の前期5年ほどで概ね目途がつくものと思

定されますことから、前期中

了時点で一般住宅以外の施設に対する、いわゆる補助制度等の見直し等も検討することとして、普及率の更なる向上を推進したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思

中田議員

浄化槽にすると、汚れた水を流しません。水洗トイレが使えます。川がきれいになります。浄化槽は下水道と変わ

りませんということ、進めようと思っ

て進めようと思っ

それで下水道料金調べますと、札幌が6百円で、大体半分弱。島牧村は基本料金で、水道料金が2千円で下水道料金が2千円で4千円掛かる。札幌だとそれが6百円と1,320円だから2千円で生活

できるというのが、今の実態です。凄く隔たりがあります。それでちょっと調べると、やはり料金決めたときに、寿

都、黒松内と似たような形にしようということを決めてるような節があるのですけれど

も、やはりおかれている立場が違おうと思っ

たね。スタートの時点から島牧は、確か全道の後から1番か2番の普及率だったんですよ。ところが寿都とか黒松内は下水道がきちん

と、大それたことではないかと思っ

た。水道の半分にするということ

で千円でやるというように

水道を普及するということ

をやって、それから進んでいか

も、そんなに負担になることではないんじゃないかなと思

うのですよ。村長の考えを伺いたいと思

います。藤澤村長

思い切った、もっと支援対

策というものを検討しないと、中々、頭打ち状態ではないのかと、いわゆる合併処理浄化槽、下水は中々、本地域、難しい中では合併処理浄化槽に頼らざるを得ないがため、思

村政の執行

らの繰入金によってなんとか成り立っているのが現実でございます。

そういった中で、なお且つ全体の、それらの思い切った対策に対して、どれだけの費用が掛かるのか。またそれに伴って発生するところの費用

対効果というのがどれだけ逆にあるのか。金額だけでは考えない部分のことも含めて、何かもっと本来普及させるべきである合併処理浄化槽の推進のために、ただ今の様々な指摘されたご意見を参考にさせていただきながら、再度

検討させていただきたいと思えますので、ご理解賜りたいと思います。

中田議員

観光振興に対しても、合併処理浄化槽にしても、やはり熱意だと思っておりますよ。

特に下水道が普及していないということから、生活排水を真っ直ぐ海に流している、最終的には海を汚しているんだということから、なんとかきれいな海にするよということ、それが全道一遅れているというのが現状で、それを

何とか打開しようということ、始めた合併処理浄化槽事業で、是非積極的な島牧独自の切込みを、行動を起こしていただいて、推し進めていただきたいと思えます。終わります。



佐藤 清司 議員

問

村では課長会議を行っていると思いますが、村政にどのように反映しているのか。村長は部下の意見を充分とり入れているのか。又、部下とのコミュニケーションはとれているのか。

藤澤村長

定例課長会議が、村政の執行にどのように反映されているのかとのご質問でございますが、課長会議では、月毎の会議行事予定の確認、日程調整のほか各種事務・事業の連絡を行うことにあります。

また、協議等も行っているところでございます。

定例課長会議は、各課に配置する職員を所掌する全課長が揃う機会でございますので、

村政執行にあたり重要案件に係る情報を提供し、共通認識を保有してもらうことや、懸案事項等について説明し、また各課長から意見・提案を求めめることもあり、各般にわたって受けた意見・提案については村政執行の一助として反映するよう努めております。

また、部下とのコミュニケーションはとれているかのご質問であります。地方自治法によりますと、職員は単なる事務職員ではなく「長の補助機関である」とされて

おり、職員が果たすべき重要性が定められております。職員として行わなければならない事項、果たさなければならぬ責務、また、地域の課題を解決し、まちづくりを進めていくために、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを意味するものでございます。

まさに、私と共に村づくり、に尽くす立場にある者と考えますことから、私といたしましても積極的に話し合う場

を設け、業務執行にあたり、独断に陥ることがないように、日々努力をしている次第でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

佐藤(清)議員

今まで以上に、東北大震災の後、この村でも、情報通信の始め、防災などの事業始め、公営住宅対策など厳しい問題が山積している中で、今以上に充実した課長会議などを積極的に行って、職員の意見を十分聞いて、これからの村政

の執行に当たっていただきましたと思えます。

なぜ私が、このような部下とのコミュニケーションはとれているのかという質問をしたことは、察しのとおり、この1年ソートン問題で大きく揺れているわけですから、村長の村政の執行者としての責任を十分感じてもらい、また、再三議員辞職まで受けている佐藤議員も、質問事項から離れていますけれども、十分反省していききたいと思えます。

十分反省していききたいと思えます。



▲役場庁舎 1階事務室

また村長に一言、言いたいのは挨拶とか質問事項の項目を読むときはきちっとなされていきますけど、どうも説得力のないような「あのう」とかいうこの迫力の無いものの言い方がちょっと、私議会を見るときは感じているところであります。

また、住民からなんですけ

れど、役場職員の中で、全くおはようの挨拶もしない職員が何名かおられると聞いています。朝から血圧の上がるような、そういう公務員の態度では困ると思います。その辺、切にお願いして、私の質問を終わります。

住民の思い、議会の意思を意見書として 意見書を提出

次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。なお、紙面の都合で内容を要約して掲載しました。



藤澤村長

「あのう」というのは今後慎むように、つついとい口癖、申し訳ございません。

職員は挨拶がないものがまだ何名かいるよというご指摘、

それは大変私も問題だと思えます。

職員には、早速その部分についての指導等徹底しながら

自覚を持って村民皆様とも接していただくよう、更なるコ

コミュニケーションを深めながら、話をしていきたいと思えますので、よろしくご理解の程、お願いいたします。

● 平成25年度地方財政対策に関する意見書

国の三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化している。加えて、平成25年度税制改正大綱は地方の声が十分に反映されたものとはいえないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いている。

このような状況において、国家公務員の給与減額措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために、地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に、国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「財源調整機能」及び「財源保障機能」を無視した、不公平な政策である。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、地方交付税を削減したことは、非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

よって、国には、今回のような措置を二度と繰り返さないように強く要望する。

● 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

平成22年政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つとしています。地方運輸局は、国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として地方運輸支局と自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っています。

行政をどこが担うか考えるとき、住民の安全・安心な暮らしにとって相応しいのはどこなのかが重要な視点となります。自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶、航空などを対象とする行政にあっては、地方自治体が行うよりも国の方が効率的、効果的に担えるのは明らかと言えます。

よって、震災復興と被災地対策をはじめ、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任をもって直接実施すること。広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を充実すること。などを国に求めるものです。

平成25年度 一般会計予算

22億4300万円

前年度対比 5.2パーセント増

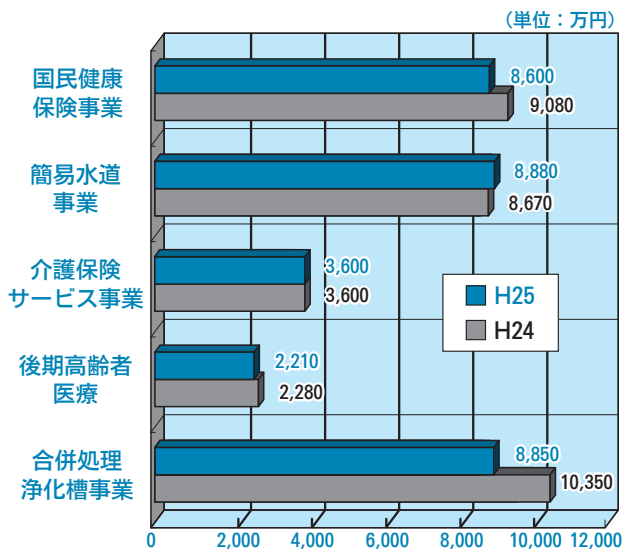
新年度予算を審査

予算特別委員会別

平成25年度の各会計予算は、3月6日開会の第1回村議会定例会において、全議員で構成する予算特別委員会を設置、これに審査を付託し、3月14・15日審議しました。

3月15日に再開した本会議では、後藤予算特別委員長から審議の結果、原案のとおり可決すべき旨報告があり、採決の結果、各会計とも委員長報告のとおり可決しました。

特別会計予算規模



▲簡易水道会計の審査状況



▲永豊婦人会による傍聴

主な事業・一般会計

予算総額
224,300万円

総務費

- 役場庁舎整備費 464万円
庁舎の耐震性を委託調査し、整備方針を検討する。また、照明設備をLEDに交換し、電力消費を抑える
- 選挙費 817万円
参議院議員通常選挙、村議会議員選挙
- 豊浜会館トイレ水洗化工事 556万円
- バス交通確保対策事業 1362万円
ニセコバス(株)のバス運行経費を補助し、バス路線を確保する
- 民間バス借上助成事業 498万円
各種団体の活動に伴う民間バス借上利用に対し助成する
- 防災備蓄品整備事業 33万円
毛布100枚、地区会館のおあしす、漁村センターに備蓄する

民生費

- デイサービスバス購入事業 1002万円
23人乗りマイクロバス1台、リフト装置付
- 保育所トイレ水洗化工事 1204万円
- 保育所環境整備工事 70万円
昨年に引続き、教室などの照明をLEDに交換
- 高齢者除雪サービス事業 126万円
概ね65歳以上の老人世帯を対象に自宅玄関先を除雪
- 高齢者配食サービス事業 222万円
概ね65歳以上の調理が困難な人を対象に食事を配達
- 生活管理指導員派遣事業 170万円
介護保険給付対象外の要援護高齢者宅へホームヘルパーを派遣
- 外出支援サービス事業 69万円
高齢者などを診療所、公共施設等へ送迎し在宅生活を支援
- 生きがい活動支援通所事業 850万円
高齢者が要介護状態とならないよう、生活訓練、趣味活動等を行う
- 高齢者訪問見守り支援事業 157万円
高齢者を定期的に訪問し、体調不良や生活不安に対応する
- 緊急雇用創出推進事業 302万円
介護ヘルパー補助員2人を期間雇用し介護ヘルパーを育成
- 総合福祉医療センター屋根補修工事 1878万円
居住部門の屋根をFRP防水
- 社会福祉協議会運営助成 1400万円
- 福祉灯油助成 166万円



▲夏の遠足(保育所)

衛生費

- 診療所診療機器購入 174万円
臨床化学自動分析装置 一式
- がん検診推進事業 54万円
子宮頸がん、乳がん、大腸がんを対象
- 子宮頸がん等ワクチン接種事業 548万円
子宮頸がん、肺炎球菌、季節性インフルエンザ等を対象
- 空気清浄機購入 29万円
診療所待合室に設置
- 元町墓地照明設備設置工事 120万円

農林水産業費

- 経営林道賀老線整備事業 3000万円
継続事業、賀老の滝から狩場山登山道入口までの林道舗装工事、平成26年度完成予定
- 監視カメラ設置事業 8552万円
継続事業、村内沿岸に監視カメラ、光ケーブルを設置し、密漁から漁業資源を守る
- トド被害防止対策事業 497万円
強化袋網購入助成、ハンター出動費、猟銃免許取得経費助成
- 種苗生産施設管理事業 750万円
ソイ、ウニ等の種苗を生産・放流、つくり育てる漁業を推進
- ウニ天然種苗深浅移殖事業 100万円
ウニを水深の浅い藻場に移殖し育てる。17万5千粒を計画
- ナマコ人工種苗購入事業 60万円
ナマコの人工種苗を3万尾購入し放流する
- 栄浜地区集荷場補修事業 124万円
漁協集荷施設の老朽化に伴い、屋根を張替え、シャッター、サッシを交換する
- 元町支所共同作業所補修事業 408万円
漁協共同作業所の老朽化に伴い、屋根を張替え、壁を補修する



▲監視カメラ(H24設置、茂津多方面)

商工費

- 緊急雇用創出事業 567万円
失業者に対する短期の雇用、就業機会の創出。草刈・除雪等を行い、環境を大切にする村づくりを推進
- 中小企業景気対策利子補給事業 245万円
景気が後退する中、企業が金融機関から借入した資金に対し、利子の一部を補給し企業経営を支援
- 中小企業融資預託金 300万円
中小企業への貸付に係る預託金
- 商工会運営助成 1456万円

土木費

- 村道九助橋、本別橋補修設計業務委託 527万円
補修計画に基づき、老朽化した村道橋を計画的に補修
- 新甫川護岸整備工事 834万円
高島地先右岸、延長28㍍
- 松山横小河川整備工事 719万円
字豊平松山地先、延長60㍍



▲新甫川。右岸積ブロック護岸の下段部分が崩れ落ちている

消防費

- 防火水槽漏水補修工事 126万円
歌島地区 1基
- 消防救急無線デジタル化実施設計業務委託 293万円
- 車庫修繕工事 65万円
第1分団(歌島)、第3分団(豊浜)の車庫シャッター取替、軒天張替
- 小型動力ポンプ付水槽車購入 1299万円
第3分団(豊浜)に配備

教育費

- 外国語活動講師委託 84万円
小・中学校及び保育所の英語教育、オーストラリア人講師
- 小学校学習支援員配置事業 300万円
- 小中学校備品購入 149万円
教材備品(プロジェクター、スクリーンほか)、一般備品(机、イスほか)
- 人材育成事業 300万円
小学生国内研修視察、5年生を対象、東京方面 他
- 小学校グラウンドバックネット取替工事 393万円
- 教員住宅トイレ水洗化工事 744万円
教員住宅4棟5戸
- 教員住宅修繕工事 361万円
屋根塗装3棟4戸、屋根葺替1棟2戸、外壁塗装1棟1戸
- 給食センター修繕工事 184万円
屋根一部葺替、外壁塗装、内部仕切りシャッター取替ほか
- 給食センター調理器具整備 79万円
下処理用シンク購入、ドライ仕様2台
- スポーツセンター備品購入 45万円
バレーボール用ネット、支柱ほか

主な事業・特別会計

国民健康保険事業特別会計

予算総額 8,600万円

■後志広域連合分賦金 8048万円

後志広域連合は、地方分権時代における国・道から町村への事務権限の移譲並びに多様化した広域行政需要等に適切かつ効率的に対応するため、平成19年、管内16町村(3町村不参加)で設立。国民健康保険事業、介護保険事業等の広域化・集約化が可能な事務について共同処理を行っている

簡易水道事業特別会計

予算総額 8,880万円

■水質検査委託 589万円

村内7ヶ所の浄水場の原水、浄水を検査

■原歌地区配水管布設替工事 723万円

小学校グラウンド横 配水管布設替え 延長240m

■消火栓交換工事 98万円

歌島地区 2ヶ所

介護保険サービス事業特別会計

予算総額 3,600万円

■デイサービス運営業務委託料 2554万円

日常生活上の世話や機能・適応訓練を行う

後期高齢者医療特別会計

予算総額 2,210万円

■後期高齢者医療広域連合納付金 2137万円

事務費負担金、保険料等負担金

合併処理浄化槽事業特別会計

予算総額 8,850万円

■浄化槽維持管理業務委託 482万円

保守点検 83基

■水洗便所改良等工事資金補助 252万円

12戸分、1戸あたり21万円を上限に補助

■浄化槽設置工事 6187万円

浄化槽設置20基の実施設計業務委託料及び設置工事費

1
・
22

臨時会

1
2013年

平成25年第1回村議会臨時会は1月22日
招集され、村長の行政報告のあと、サケマス
増殖事業の水源調査費など517万円を追加し
た「平成24年度一般会計補正予算(第8号)」
を審議、可決し、同日閉会しました。

藤澤 克 村長

行政報告

泊発電所周辺の安全 確認等に関する協定

本件につきましては、12月18日開催の第4回定例会においてご報告し、協定内容についてご理解を頂いたところでありますが、その後12月27日に開催された第3回泊発電所周辺市町村協議会において、16市町村の意見統一を経て協定締結に合意することが決定し、去る1月16日、北海道及び16市町村並びに北海道電力の出席のもと安全確認協定の締結式が行われました。

締結された安全確認協定につきましては、全20条で構成されており、主な内容は、①泊原子力発電所の運営等について道と自治体、北電が意見交換する連絡会を設置する事、②道が行う泊原子力発電所への立ち入り調査に自治体職員同行を認める事、③風評被害を含む損害の補償を行

う事、④環境放射線の測定などでありまして、原子炉増設などの際の事前了解については、最終的には盛り込むことには至りませんでした。

協定書内容詳細につきましては、本日配布いたしました協定書写しのとおりとなっておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

審議した議案

補正予算

▼一般会計補正予算(第8号) 歳出

財政調整基金積立金517万円減額、さけます増殖事業水源調査費392万円追加、栄浜福祉館暖房機購入費49万円追加、役場庁舎ボイラー修繕費44万円追加ほか。

歳出のみの補正で、予算総額の増減なし。

◎全員賛成で原案可決



▲宮内地区におけるサケ稚魚生産は、河川水等、飼育環境の不良から、現在発眼卵からの長期飼育生産を行っていない。そのため、飼育水を泊川の伏流水に求め、取水可能性を調査し、稚魚生産施設の整備を検討している。三角堰による水量測定

[1月]

- 6日 消防出初式（改善センター 濱野議長ほか）
- 13日 成人式（おあしす 濱野議長ほか）
- 15日 例月出納検査
- 22日 第1回村議会臨時会、新年交礼会

[2月]

- 12日 全員協議会
- 13日 例月出納検査
- 17日 後志地域まちづくり学習会・村田のりとし新春の集い（壮瞥町 長尾副議長）
- 18日 後志町村等監査委員協議会第2回研究協議会（札幌市 瀬戸川議員）
- 21日 後志町村議会議長会定期総会（洞爺湖町 濱野議長）
- 22日 全員協議会
- 28日 議会運営委員会

[3月]

- 4日 南部後志環境衛生組合議会（黒松内町 後藤議員）
南部後志衛生施設組合議会（寿都町 長尾副議長）
- 6日 第1回村議会定例会
- 13日 例月出納検査、スポーツ表彰式（おあしす 濱野議長）
- 14日 第1回村議会定例会（2日目）、予算特別委員会
- 15日 第1回村議会定例会（3日目）、予算特別委員会
- 21日 岩内・寿都地方消防組合議会（岩内町 高島議員）



▲役場前のさくら（昨年5月8日撮影）

気軽に **議会を傍聴**してみませんか。

◇定例会は、年4回開かれます。（3月・6月・9月・12月）

◇臨時会は、必要に応じて開かれます。

お問い合わせは、議会事務局まで（電話75-6274）

■議会広報「かりば143号」をお届けします。
本号では、第1回定例会の審議内容、一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。

後記
編集